

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月27日
【事業年度】	第3期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社アクロディア
【英訳名】	Acrodea, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堤 純也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目3番1号
【電話番号】	03-5798-4885（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼最高財務責任者 杉山 功
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区広尾一丁目3番1号
【電話番号】	03-5798-4885（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼最高財務責任者 杉山 功
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高 (千円)	205,398	1,077,286	2,237,551
経常利益 (千円)	11,783	84,001	360,162
当期純利益 (千円)	1,701	69,259	263,777
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	109,400	459,550	960,000
発行済株式総数 (株)	17,300	48,330	66,910
純資産額 (千円)	174,701	854,260	2,118,938
総資産額 (千円)	220,812	1,192,212	2,640,289
1株当たり純資産額 (円)	10,098.33	17,675.57	31,668.48
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	185.08	2,054.38	4,428.70
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	3,538.17
自己資本比率 (%)	79.1	71.7	80.3
自己資本利益率 (%)	1.9	13.5	17.7
株価収益率 (倍)	—	—	110.42
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△84,826	△90,681	10,289
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△50,476	△204,597	△404,105
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	171,966	605,772	976,825
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	36,753	347,496	929,965
従業員数 (人)	12	39	81
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(5)	(9)

- (注) 1. 当社は、平成16年7月12日設立のため、初年度である平成17年3月期より記載しております。なお、第1期は平成16年7月12日から平成17年3月31日までの8か月と20日となっております。
2. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 第1期及び第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 第1期及び第2期の株価収益率については、当社株式は非上場でありますので記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
7. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第2期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の財務諸表については、中央青山監査法人により監査を受け、第3期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については、みずぎ監査法人により監査を受けております。
- なお、従来から当社が監査証明を受けている中央青山監査法人は、平成18年9月1日に名称を変更し、みずぎ監査法人となりました。

2【沿革】

年月	事項
平成16年7月	携帯端末及び小型組み込み機器向けソフトウェアの開発、販売及び顧客コンサルティングを目的として、東京都渋谷区恵比寿西に資本金1,400万円をもって株式会社アクロディアを設立
平成16年12月	携帯端末向け電子メール用ソフトウェア「VIVID Message」を開発
平成17年3月	第1弾の自社製品となる「VIVID Message」を中国連合通信有限公司 (China Unicom Limited) 向け携帯端末に提供開始
平成17年3月	マルチメディア (*1) に対応したユーザーインターフェース (*2) エンジン「VIVID UI」を開発
平成17年5月	本社を東京都渋谷区広尾に移転
平成17年5月	アメリカ合衆国 (以下「米国」という。) InnoPath Softwareとともに、無線により機能を容易にアップデートする携帯端末用ユーザーインタフェース・プラットフォームの提供を開始
平成17年12月	大韓民国 (以下、「韓国」という。) のソウル市に支社「Acrodea, Inc. Korea Branch」を設置
平成18年4月	フィンランド共和国 (以下「フィンランド」という。) のFathammer Ltd. が開発したゲーム専用SDK (*3) 「X-Forge」事業のすべての譲受について両社が合意
平成18年7月	フィンランドのエスポー市に支社「Acrodea, Inc. Europe Branch」を設置
平成18年9月	携帯電話で動画撮影のように移動する操作を行うだけで、簡単にパノラマ画像の作成を実現する「VIVID Panorama」を開発
平成18年10月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成19年3月	バンダイネットワークス株式会社と「X-Forge Ver. 3」事業の共同展開について合意

*1 マルチメディア

デジタル技術を利用して画像、音声など、複数のメディアをミックスした複合メディアのこと

*2 ユーザーインターフェース (略語「UI」)

ユーザーに対する情報の表示様式やユーザーのデータ入力方式を規定する、コンピュータシステムの「操作感」

*3 SDK

「Software Development Kit」の略称。あるテクノロジー (プログラミング言語など) を利用してソフトウェアを開発する際に必要な開発環境のパッケージセット

3【事業の内容】

当社では、「ユーザーインターフェース（以下「UI」という）を快適に動かし、ユーザーに意識されないミドルウェア（*1）を世界中に提供し、世界の人々のコミュニケーションの一層の深化、充実を図ること」を経営理念として、「コンサルティング」、「受託開発」及び「自社製品開発販売」の3事業を行っております。

現代の私たちの生活を取り巻く携帯電話、テレビ、カーナビ等の多くの情報通信機器の進歩は著しく、特に近年における機能の高度化・多様化には目を見張るものがございますが、それに伴い、各機器の操作も複雑化してきております。そのような中、当社では、多様なユーザーの方々それぞれの嗜好や使い勝手に合わせ、気軽にそれらの機器に触れ合うことができる「操作感」を大切にしていきたいと考えております。ニーズが技術を進化させ、私たちを取り囲む情報通信機器は次々と新たなサービスを実現していますが、それらの機器が万能化する時代だからこそ、当社では真に求められるサービスの具現化や、「人」と「機械」の接点に存在するサービスを使いやすく発展させていくことに真摯に取り組まなければならないと考えており、ユーザーの目に触れない奥深くに存在する機能だけでなく、最終顧客であるユーザーがストレスを感じることなく身近な電子機器に触れ合うことができる社会の実現を目指しております。

各事業内容は次のとおりであります。

(1) コンサルティング事業

当事業は、移動体通信事業者（以下「キャリア」という）、携帯電話メーカー（以下「メーカー」という）及びミドルウェアベンダー等に対する、ソフトウェア立案・設計・販売等を支援する顧客コンサルティングを行っております。当社ではこのコンサルティングによって各顧客のニーズを吸い上げ、そのソリューションを「受託開発」及び「自社製品開発販売」の両事業において実現してきた実績があり、当面は特にライセンス販売の拡大に繋げるためのビジネスの起点のひとつとして考えております。

(2) 受託開発事業

当事業は、主に携帯電話向けソフトウェアの開発・販売について、キャリア、メーカー及びミドルウェアベンダー等からの受託開発を行っており、主として「自社製品開発販売事業」に繋がる、当社製品の試作やライセンス販売後に実際の携帯電話への製品の搭載等を受託しております。

(3) 自社製品開発販売事業

当事業は、主として携帯電話等小型組み込み機器向けのソフトウェアの基盤となる技術の研究開発ならびにキャリア及びメーカー等に対する自社製ミドルウェアのライセンス販売を行っております。当社では、当事業を収益の柱として重要な位置づけと考えております。

特に携帯電話業界におきましては、新規にミドルウェアが採用された後、それを利用した新規の顧客サービスや新たな仕様に対応したコンテンツの開発や課金販売開始、サーバ等への設備投資が行われ、そのサービスや機能が定着した後にはさらに二次的なサービスが開始されるなど、その仕様を基本として次なるミドルウェアやサービスが追加・拡大されていくことが多く、共存するハードウェア、ミドルウェア及びアプリケーション等との互換性が将来にわたって重要であり、一旦採用・搭載されたミドルウェアは引き続き使用される可能性が高いという特徴があります。そのため、当事業においては、顧客のニーズに対応した製品をタイムリーに顧客に提案し、競合他社に先がけて採用いただくことが重要となっております。

当事業におきましては、平成19年3月末現在、「VIVID UI」、「VIVID Message」、「VIVID Panorama」、「X-Forge」、「VIVID Audio」、「SyncLINK」、「VIVID Ring」及び「OpenKODE Core 1.0 Provisional」の8製品の自社製品がラインナップされております。また、現在Felica（*2）通信を使用したアミューズメント向け機器の開発を容易にするためのSDKである「VIVID Touch（仮称）」等を新たに開発中であり、これらの製品は今後当社の収益に寄与するものと考えております。

各製品の概要は次のとおりであります。

a. 「VIVID UI」

当製品は、従来、固定されている携帯電話等のメニュー等のUIを、ユーザーの嗜好に合わせて自由に選択したり、使い勝手の良いものに変換することを実現するミドルウェアであります。基本的なグラフィックから、より高度な3DグラフィックスやFlash Lite（*3）といった様々な追加機能のサポートも可能であるほか、搭載可能なAPI（*4）をサポートすることで、携帯電話端末に限らず、多様なプラットフォームに対してサービスを実現させることができます。また当製品は、オーサリング機能（*5）が強化されているため、メーカー及びコンテンツプロバイダーは、UIのデザインや表現の自由度を広げることができるとともに、エンジニアの手を介さずデザイナーが容易にUIを作成することが可能となり、開発工程の大幅な削減が実現できます。

b. 「VIVID Message」

当製品は、テキストメールを絵文字へ自動変換したり、3Dグラフィックス等により、より楽しく動きのある電子メール・コミュニケーションを提供するミドルウェアであります。多くのユーザーが日々利用している携帯電話の電子メールは、従来、文字によるやりとりが中心であり、今まで際立った進化は見られませんでした。このソリューションにより、ユーザーは立体化やアニメーション化された、より表現力のある電子メールを楽しむことが可能となります。

c. 「VIVID Panorama」

当製品は、ユーザーがデジタルカメラ搭載の携帯電話を動画撮影のように移動する操作を行うだけで、簡単にパノラマ画像の作成を実現するミドルウェアであります。従来の携帯電話においてもパノラマ撮影機能を謳っているものはありますが、ユーザーが1枚ずつ撮影した複数の画像を繋ぎ合わせることで「パノラマ風」の写真とするものであり、必ずしもユーザーにとって使いやすいものではありませんでした。当製品は、誰でも簡単に撮影ができ、また繋ぎ目のない美しく自然な写真を作成することができます。

d. 「X-Forge」

当製品は、主として高性能のゲーム制作をするにあたって必要とされる開発環境の集合体をパッケージ化した、次世代モバイルゲームの強化に有用なプラットフォームであり、ミドルウェア、ゲームエンジン、ユーティリティ(*6)、ツール及び開発ネットワークマネジメント等の機能を豊富に備えたSDKであります。当製品を使用することにより、ゲーム開発者は、様々なOSやハードウェアの仕様の違い等を意識することなく高品質のゲーム作成が可能となり、作成に係る開発工程の削減が実現できます。

e. 「VIVID Audio」

携帯電話等による電子メール送付において、送信者が自分のボイスメッセージをDJ風のラップ調に変更したり好みのBGMを付加して相手に送信ができるなど、より楽しくバラエティに富んだコミュニケーションを可能とするミドルウェアであります。

f. 「SyncLINK」

当製品は、情報共有と保存容量拡張のためのサーバ・クライアント型ソフトウェアソリューションです。当製品を搭載すると、ネットワーク上のストレージをまるで端末の拡張メモリのように扱うことができます。たとえば携帯電話のデータ保存機能として(アドレス帳・着メロ、メール、データブック、ゲーム、壁紙)などを保存。携帯電話の紛失などのトラブルに対応できます。

g. 「VIVID Ring」

通常、携帯電話による着信メロディは電話を受信する側が設定しますが、予めグループ登録をしている家族・友人等の送信側が設定した楽曲を受信側の端末に流すという、言わば「かけメロ」を実現するミドルウェアであります。

h. 「OpenKODE Core 1.0 Provisional」

平成19年3月にKhronos™ Group(*7)より発表された、ソフトウェア開発に係る世界標準規格であるOpenKODE™(*8)の基幹部分であり、世界に先駆けたライブラリ・パッケージであります。

現状、携帯電話等モバイル向けにアプリケーションやミドルウェアを開発し搭載する際には、各ハードウェアやOSの仕様に合わせてそれぞれ個別の対応を行わなくてはならず、これがメーカーの開発負担増加の大きな要因となっており、世界中からモバイルプラットフォームの共通化・標準化を求める声が高まってきておりました。OpenKODE™が世界中に普及することにより、それらの開発費が大幅に軽減されるだけでなく、グラフィック性能が飛躍的に向上するため、今までにないリッチなコンテンツ、真にユーザーオリエンテッドなアプリケーションやミドルウェアの開発も実現可能になります。

*1 ミドルウェア

OS上で動作し、アプリケーションソフトに対してOSよりも高度で具体的な機能を提供するソフトウェア。OSとアプリケーションソフトの中間的な性格を持っております。

*2 Felica

ソニー株式会社が開発した非接触ICカードの技術方式。国内では、JR東日本が導入しているICカード「Suica」や、コンビニエンスストアなどで導入が始まっているプリペイド型電子マネーサービス「Edy」に採用されている。

*3 Flash Lite

米国Macromedia社(現 米国Adobe Systems Inc.)が開発した、音声やベクターグラフィックスのアニメーションを組み合わせるWebコンテンツを作成する「Macromedia Flash」の携帯電話向けの軽量バージョン。

*4 API (Application Program Interface)

OSがアプリケーションに対して公開しているプログラムインターフェース。アプリケーションは、基本的にすべての処理をこのAPIを経由して行います。

*5 オーサリング機能

文字や画像、音声、動画といったデータを編集して一本のソフトウェアを作ること。

*6 ユーティリティ

システムやアプリケーションの足りない部分を補助するソフトウェアの総称。

*7 Khronos™ Group

Khronos™ Group会員企業の会費によって運営されるコンソーシアムで、様々なプラットフォームやデバイス上で、ダイナミックなメディア・オーサリング/プレーバックを可能とする、ハードウェア/ソフトウェア製品市場の成長のため、OpenKODE、OpenGL® ES、OpenMAX™、OpenVG™、OpenSL ES™、OpenML®、COLLADA™といった、オープンでロイヤリティ無料の業界標準API 開発の支援を行っています。会員企業数は110 社（平成19年4月現在）。会員企業はKhronos API仕様開発に参画できるほか、一般公開前のさまざまな段階での投票、仕様ドラフトや順応テスト向けのアーリーアクセスを通して、最先端3Dグラフィックス・プラットフォームやアプリケーションの提供を推進可能となります。

*8 OpenKODE™

グラフィック関連技術の世界標準化を進める米国Khronos™ Groupが推進している、各種電子機器とオペレーティングシステムを繋ぐモバイル機器向けのメディアAPIセット。平成19年2月にスペインのバルセロナ市で開催された、移動体通信の世界最大級のイベントである3GSM World Congress 2006で発表されました。OSがアプリケーションに対して公開しているプログラムインターフェース。アプリケーションは、基本的にすべての処理をこのAPIを経由して行います。

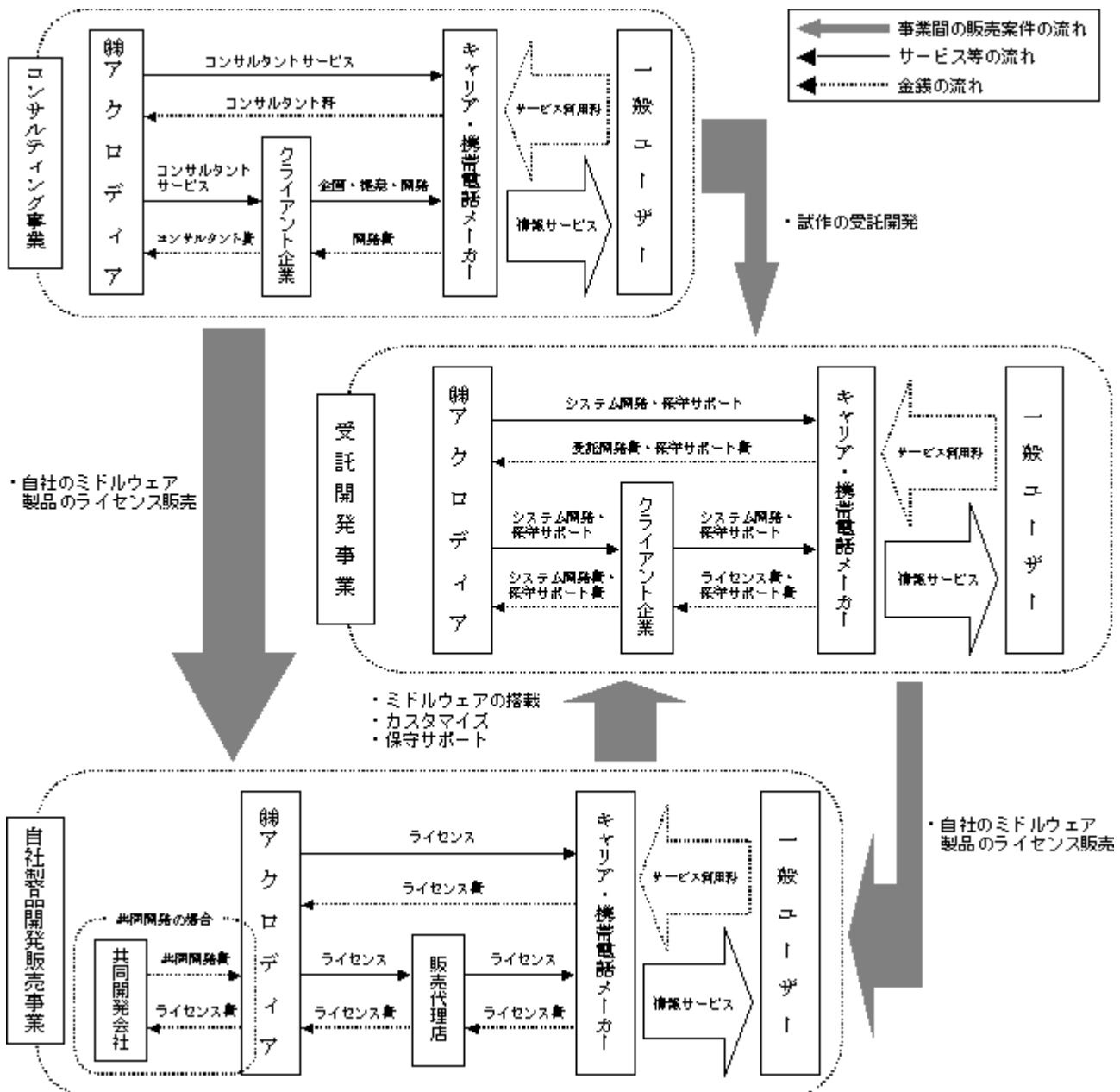
[事業系統図]

当社の収益の柱は自社開発したミドルウェア製品のライセンス販売であり、平成19年3月期においては、総売上高の56.2%を占めております。その拡販の一環として、まずキャリア及びメーカー等に対してコンサルティングを行い、そこで顧客のニーズを正確に吸い上げ、当社製品を利用したソリューションやサービスの提案を行っており、ひいては、試作の受託開発や当社ミドルウェア製品のライセンス販売へと繋げております。さらに、採用いただいた当該ミドルウェアの搭載、カスタマイズ及び保守サポート業務の受託といった二次的なビジネスを展開しております。

このように当社の3事業はそれぞれが個々に独立しているのではなく、ミドルウェアのライセンス販売を中心として相互に連動しております。

また、自社製品の一部の製品の開発につきましては、その製品開発・拡販に向けてシナジー効果が見込まれる企業に呼び掛け、共同開発パートナーとして製品開発費の一部をご負担いただき、製品販売後に開発費負担比率に応じて利益を分配する「共同開発型」をとっており、これにより、各製品の開発及び販売に係る事業リスクを軽減しつつも魅力ある自社製品のラインナップを増加させることを実現しております。さらに、一部の製品販売につきましては、販売代理店を通して販売しており、その場合には販売手数料が発生いたします。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
81（9）	34.8	1.11	7,613

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数が当期中において、42名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う中途採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国の経済は、企業収益の改善を背景とした堅調な設備投資に加え、雇用情勢の改善も見られたほか、個人消費が持ち直し、景気は持続的に緩やかな回復基調となりました。一方、当社に関連する国内携帯電話業界におきましては、平成18年10月から「番号ポータビリティ制度」が導入されたことから、各キャリア間及び各メーカー間においては、ユーザーの囲い込みのための競争が一層激化しており、各社とも低価格競争だけではなく、多様化するユーザーに対応した新機種の開発、メール、音声、ゲーム、生活アプリ及びコミュニティ等のカテゴリーにおける従来になかった新たな機能やサービスの提供、また逆に新機能の詰め込みばかりではなく、携帯電話の顧客満足度の向上に向けた使い易さの実現に向けて様々な取り組みをされています。国内の携帯電話市場は飽和状態であると言われておりますが、このような競争激化に伴う携帯電話の3G（次世代）化及びサービスの多様化が加速しユーザーの購買意欲を刺激していることもあり、買い換え需要に衰えはなく、毎年約5,000万台が継続して生産されております。このように携帯電話におきましては、他の機器等と比べても生産需要は依然として高く、また極めて安定した市場であるということが出来ます。

また、国外の携帯電話市場におきましても、国内同様に3G化・高機能化が確実に進んでおります。それに伴い、携帯電話等小型機器を活用したサービス市場が急拡大してきております。

しかしながら、このように携帯電話をはじめとする高機能なデジタル機器が進化し続け、次々と便利な機能が付加されていく一方で、それらの操作感は益々複雑化してきており、多くのユーザーにとってはかえって使いにくくなっている現状であり、米国Apple Inc. 製の「i-Pod」の世界的大ヒットに見られますように、「使い易さ」をキーワードとした快適なUIに対するニーズや認識が多方面で高まってきております。今までUIは、各メーカーの差別化のためのツールのひとつと考えられておりましたが、「番号ポータビリティ制度」以降は、キャリアがUIのプラットフォームを統一し、ユーザーの嗜好やリテラシーに合わせて様々なUIをコンテンツ化して用意することで、積極的に使い易さや楽しさをサービスとして提供するという、キャリアによるユーザー囲い込みのための有効な手段へと変わりつつあります。

このように、国内外ともに3G化・高機能化が進み、また携帯電話等小型機器を活用した様々なサービス市場も拡大してきていることから、「VIVID UI」をはじめとする、当社が取り組んでいるユーザーの目線に立ったミドルウェアの製品群や新たなサービスを実現する技術の活躍の場は今後益々拡大していくと考えております。

また、機器の高機能・多様化に伴い、各メーカーの開発負担が増加し続けておりますが、これは、今や携帯電話業界全体が抱える共通の問題となっております。当社では、この負担を軽減するための研究開発にも注力し、ソリューションの提供に取り組んでまいりましたが、そのひとつとして、最新のモバイルプラットフォーム向けの世界標準規格であるOpenKODE™の基幹部分となるAPIである「OpenKODE Core 1.0 Provisional」をOpenKODE™の発表と同時に、世界に先駆けて開発いたしました。これにより、各メーカー及び当社自身の開発負担の軽減を実現していただくだけでなく、「VIVID UI」や「X-Forge」といった当社の製品群と組み合わせてグローバル市場への販売拡大をより一層加速化できると期待しております。

さらに新たな展開として、米国市場への事業展開を本格的に推進していくため、その活動拠点となる現地子会社「Acrodea America, Inc.」を平成19年4月にカリフォルニア州Aliso Viejo（注1）に設立することを決定いたしました。当社が手掛けている新規の機能やサービス強化を実現するミドルウェア製品は、今後は米国においても需要が増加していくものと考えており、携帯電話以外の機器（カーナビゲーションシステム、携帯型音楽プレーヤー、セットトップボックス、ポータブルゲーム機、PC等）への製品搭載も視野に入れ、積極的な販売展開をしております。

このように、業界や市場の変化に伴いサービスの多様化や使い易さの向上が求められている中、当社の製品や技術の活躍の場は国内外ともに増えておりますが、当事業年度におきましては、特に国内のキャリアやメーカーに対するライセンス販売及びそれらに付随する受託開発を拡大させることができ、売上高は2,237,551千円となり、業績の見通しを上回る結果を達成することができました。

各事業別の状況は次のとおりであります。

自社製品開発販売事業におきましては、当社の主力製品である「VIVID Message」が、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ向けの端末「N902iS」及びau向け端末「W33SA II」に搭載されたほか、中国のメーカーであるLenovo Mobile Communication Technology Ltd.にライセンス提供を開始し、さらにPC向けにもライセンス販売の実績を上げることができました。また、従来からのソフトバンクモバイル株式会社向けのライセンス供給も継続的に行っているほか、韓国のSamsung Electronics Co., Ltd.の端末85機種に搭載され、ライセンス収入も増加してきており、概ね順調に推移いたしました。

「VIVID UI」につきましては、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの「きせかえツール®」の基礎技術に採用さ

れ、903i、904iシリーズの一部機種に搭載されたほか、ソフトバンクモバイル株式会社につきましても全端末に向けたライセンス契約を締結いたしました。

新製品である「VIVID Panorama」につきましても、ソフトバンクモバイル株式会社と全端末に向けたライセンス契約を締結し、第1弾として「SoftBank 708SC」に搭載されました。また、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの一部機種及び、韓国のSamsung Electronics Co., Ltd.のグローバル端末向けにも提供しております。さらに、VIVID UI技術を用いて携帯のメニュー画面に広告掲載をする等、新しい広告モデルの開発を他社との協業により進めております。

平成18年4月にフィンランドのFathammer Ltd.よりのれん譲渡を受けた、次世代モバイルゲーム向けSDKである「X-Forge」につきましても、同社から引き継いだ韓国SK Telecom社へのライセンス契約の履行を行ったほか、平成19年3月にバンダイネットワークス株式会社と「X-Forge Ver. 3」に係る知的財産権を共有し、国内外の展開について共同で行っていくことで合意いたしました。

最後に、「VIVID Audio」及び「SyncLINK」につきましても、それぞれ国内、海外にライセンス供給を実現いたしました。

このように各製品とも販売が順調に推移しており、その結果、自社製品開発販売事業における売上高は、1,258,255千円（前期比61.1%増）となりました。

受託開発事業及びコンサルティング事業におきましては、「VIVID UI」が株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのサービスである「きせかえツール®」や、ソフトバンクモバイル株式会社の「おなじみ操作」の基礎技術として採用され、それに伴う案件に加え、新たなライセンス販売に繋がる案件を中心に受託し、それぞれ順調に推移することができました。

その結果、受託開発事業の売上高は930,110千円（前期比258.8%増）、またコンサルティング事業の売上高は49,184千円（前期比32.6%増）となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費につきましても、それぞれ717,513千円（前期比311.9%増）、1,111,612千円（前期比35.2%増）に推移いたしました。

また、平成19年3月に合意いたしましたバンダイネットワークス株式会社との「X-Forge Ver. 3」の共同展開に基づき、当社の営業権（のれん）の一部の譲渡対価162,832千円とのれん譲渡原価32,832千円との差額130,000千円をのれん譲渡益（特別利益）として計上しております。なお、当該のれん譲渡対価には、その使用权及び同社が日本国内の顧客に対し独占的に第三者に同製品のライセンス使用を無制限に再許諾する権利が含まれております。

これらの結果、当事業年度における売上高は2,237,551千円（前期比107.7%増）、営業利益408,425千円（前期比403.2%増）、経常利益360,162千円（前期比328.8%増）、また当期純利益は263,777千円（前期比280.9%増）となりました。

（注）1. Acrodea America, Inc. は、平成19年4月5日にカリフォルニア州ニューポートビーチ市に移転いたしました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前期比582,469千円増加し、929,965千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は10,289千円（前年同期比100,971千円増）となりました。これは主に、売上債権の増加323,447千円、未払費用の減少138,358千円及び法人税等の支払額129,515千円等による支出があった一方、税引前純利益490,146千円及び前受金85,215千円の増加等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は404,105千円（前年同期比199,508千円減）となりました。これは主に、有形固定資産の取得21,750千円、ソフトウェアやのれん等の無形固定資産の取得による支出340,629千円、及び敷金保証金の差入による支出42,147千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は976,825千円（前年同期比371,052千円増）となりました。これは新株予約権の行使による株式発行及び平成18年10月19日の東京証券取引所マザーズ市場へ上場した際に実施した公募増資資金によ

るものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度の生産実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	前年同期比 (%)
受託開発事業 (千円)	578,077	468.3
自社製品開発販売事業 (千円)	334,171	185.6
コンサルティング事業 (千円)	11,382	—
研究開発 (千円)	8,693	—
合計 (千円)	932,325	307.2

- (注) 1. 金額は、製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当事業年度の受注状況を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
受託開発事業	1,159,364	366.1	286,674	499.2
合計	1,159,364	366.1	286,674	499.2

- (注) 1. 金額は、販売価格によっております。
2. 自社製品開発販売事業につきましては見込み生産を行っているため、該当事項はありません。
3. コンサルティング事業につきましては継続業務のため、該当事項はありません。
4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	前年同期比 (%)
自社製品開発販売事業 (千円)	1,258,255	161.1
受託開発事業 (千円)	930,110	358.8
コンサルティング事業 (千円)	49,184	132.6
合計 (千円)	2,237,551	207.7

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主要な輸出先及び輸出販売高ならびに割合は、次のとおりであります。

なお、()内は総販売実績に対する輸出高の割合であります。

輸出先	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
大韓民国	631,105	91.3	519,314	82.7
アメリカ合衆国	48,851	7.1	78,423	12.5
スウェーデン王国	8,721	1.2	15,422	2.5
フィンランド	—	—	12,884	2.0
中華人民共和国	2,568	0.4	2,102	0.3
合計	691,246 (64.2%)	100.0	628,146 (28.1%)	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 最近2事業年度の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
ソフトバンクモバイル株式会社	—	—	565,076	25.3
Samsung Electronics Co., Ltd	631,105	58.6	476,308	21.3
株式会社エヌ・ティ・テ ィ・ドコモ	54,570	5.1	258,152	11.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

携帯電話の市場が成熟したと見られる日本、韓国及び一部の欧米諸国等を除けば、世界の携帯電話市場はまだ途上にあり、現在、急速にその普及が進んでおります。一方で、日本、既に成熟した地域の市場においては、モバイル機器の3G化が著しく進んだ結果、高性能化したそれらの機器にサービスが追いついていない現状です。いずれにせよ、当社にとっては国内外のいずれの地域ともに事業拡大が望めると考えられますが、一方で市場拡大によって新規参入も増加し、他社との競争は一層激化していくと思われまます。

そのような状況下、当社では下記の事項を対処すべき課題として取り組みを進めております。

①優秀な人材の獲得

当社の最大の武器は、高い技術力と地道なマーケティング活動に基づいた製品開発力ですが、それらは個々の従業員に依存したものであり、当社は、優秀な人材の獲得と外部への流出を防ぐべく、より魅力的な企業となることを目指しております。そのために当社では、常にユーザーのニーズに対応したよりよい製品開発を行い、提案していくことで、社会における当社の存在意義やブランド力を継続的に高めていくよう務めていくほか、職場環境の改善及び福利厚生の実質化を推し進めてまいります。

②グローバル・マーケティングの強化

当社は、グローバルな規模のマーケティング／営業活動を効率的に行うべく、計画的に海外拠点を設置し、更にそのネットワークを拡大してまいります。現在、主要な顧客がいる地域である韓国のソウル市及びフィンランドのエスポー市に支社を設立しネイティブスピーカーの要員が活動しております。また、平成19年4月に米国での活動拠点として、現地法人を設立することを決定いたしました。今後も戦略的に営業・開発の拠点の設立等を検討し、効率的な企業活動を行っていくほか、並行して、必要に応じて国内外の販売代理店との業務提携も検討してまいります。

③アライアンスによるグローバルネットワークの構築

高度化かつ多機能化が急速に進んでいるモバイル機器のプラットフォームは、OSの上に多種多様なミドルウェアが階層をなす形で複雑に構成され成り立っておりますが、当社では得意分野の違う国内外のハードウェアベンダー及びミドルウェアベンダー各社等とのアライアンスを戦略的かつ積極的に進めてまいります。これにより、製品技術の付加価値向上や新たな販売ルートの拡大を目指すとともに、相互のシナジー効果を生むことを期待しております。

④開発開発費負担及び開発リスクの低減と製品ラインナップの充実化

当社は、自社製造による製品ポートフォリオの充実化の方針を推し進めておりますが、一部の製品においては、その開発・拡販に向けてシナジー効果が見込まれる企業に呼び掛け、共同開発パートナーとして製品開発費の一部を負担いただき、製品販売後に開発費負担比率に応じて利益を分配する「共同開発型」をとっております。これにより、開発費の大幅な軽減を実現しつつ、次なる新規製品の研究開発に対する余力の担保が可能となっております。また研究開発につきましては、独立した部門を設置し、当社の既存技術の転用・応用及び新技術の開発に向け、組織的かつ効率的に取り組んでまいります。

⑤内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社では、高成長を維持し、継続的に企業価値を高めていくためには、事業規模に相応しい内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、今後、一層の内部管理体制の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

⑥技術開発体制の更なる強化

当社が継続して成長し続けていくためには、優秀な技術者による継続した研究開発が非常に重要であると考えております。現在、当社では携帯電話における新しいサービスの実現及び既存製品の機能強化等が主な研究開発の内容となりますが、将来におきましては、会社組織において効率的な研究開発を行うべく、独立した部門を設置し、当社の既存技術の転用、応用、新技術の開発に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要であると考えられる事項については積極的に開示しております。なお、当社はこれらのリスクの発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えられます。

また以下の記載は、当社の事業または本株式の投資に関するリスクをすべて網羅するものではありませんのでご注意ください。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末において当社が判断したものであります。

①共同開発・協業・提携について

当社は自社製品の開発に係るコスト及びリスク負担を軽減しつつ、魅力的な製品ラインナップの充実を図るために一部の製品については他社との共同開発を行っております。しかし、共同開発の形態をとった場合、製品販売後にその開発コストの負担比率に応じて利益を分配するため、利益率を引き下げる要因となります。

また、当社では将来における技術開発や国内外におけるビジネス展開において、戦略的に国内外の企業と協業・提携も進めております。しかし、今後において予期せぬ事象により当事者間で不一致が生じた場合、シナジー効果が期待できず当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

②新製品開発に関するリスクについて

当社は研究開発型の企業であり、将来の成長は革新的な新製品の開発と販売の状況に依存します。当社がおかれた業界は急速な技術的進歩に支えられており、その性質から将来における繁栄の要素は複雑かつ不確実なものであるため多くのリスクが存在します。当社では製品ラインナップの充実化のため、新製品の開発において状況に応じて共同開発の形を選択することで開発コストの負担を軽減するなどの策を講じておりますが、当社が市場のニーズを十分に捉えきれず、魅力的な新製品を開発できない場合には、将来の成長と収益性の低下を招き、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

③プログラム等の不良について

当社の開発したプログラム、その他のソフトウェアまたはハードウェアに不良箇所が発生した場合、これら当社製品を使用したサービスの中断・停止やコンテンツ及びユーザーデータの破損等が生じる可能性があります。当社はこれら当社製品を納品する前に社内において入念なテスト・点検を行っておりますが、このような事態が発生した場合には損害賠償や信用力の低下等のリスクが想定され、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④知的財産権について

当社は自社の技術やノウハウ等の知的財産権を保護するために特許申請を行っておりますが、必ずしもそれが当社の知的財産権として保護される保証はありません。そのため、当社の知的財産を使って第三者が類似品を開発した際に、それを効果的に防止できない可能性があります。

また当社は第三者の知的財産権を侵害する事態を回避すべく、可能な限りの努力をしておりますが、将来において、当社事業に関連した知的財産権がどのように適用されるかを予想するのは極めて困難であり、万が一、当社が第三者の知的財産権を侵害していた場合には、当該第三者より損害賠償義務を課せられたり、当該知的財産権に関する対価の支払等が発生することも考えられ、その場合は当社の業績に影響を与える可能性があります。

⑤外注委託先の確保について

当社は社内の人員不足の補完及び開発費用削減等を目的に受託開発事業を中心として外注委託を行っており、当社にとって優秀な外注委託先を安定的に確保する事が重要であると考えております。優秀な外注委託先が安定的に確保できない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥資金回収期間の資金繰りへの影響について

通常、当社の自社製品の開発は開始から完成まで約6ヶ月から1年かかります。一方、その際の開発資金は当該製品の販売後にそのライセンス収入を得ることにより回収していくというビジネスモデルをとっております。そのため、資金回収までの期間が長くなった場合、またこのような案件が増加すれば、当社の長期的な資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

⑦ユーザー個人の嗜好及び流行の変化について

当社の現在における営業収益のうち、主要な部分を占める「VIVID Message」等の一部のミドルウェアはエンター

タイムメント性が高い製品であります。そのため、ユーザー個人の嗜好や流行等の変化により、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑧競合他社の参入及び価格競争について

当社の主力製品である「VIVID Message」は、若年層向けの電子メールのデコレーションに着目した、今までに無い独自性が高い製品であるため、現在、国内外において競合他社の製品はありません。しかし、今後携帯電話の3G化が一層進むことによりエンターテイメント性の高い電子メールサービスが発信できる環境が整っていくと予想され、それに従い、次第に当社の優位性は薄まり、競合他社が参入し価格競争が起こる可能性があります。また、キャリアやメーカーが自ら内製を行うことで競合他社となる可能性があります。その結果、当社は市場シェアを維持し収益性を保つことが困難となり、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑨売上計上時期の影響について

当社では、受託開発事業の全般において、取引先から成果物に対する検収を受けることで売上計上を行っております。また自社製品開発販売事業におけるライセンス販売においては、契約条件等によって売上計上方法が異なることがあるため、当社ではソフトウェアに係る会計基準等に基づき売上計上に係る社内基準を定め、案件別に厳格な判断を行った上で会計処理を行っておりますが、以下のような場合には売上計上時期が遅れることとなり、特に売上計上時期が当社の年度決算期を越えて遅れた場合、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

- 開発の遅延や不良箇所の発生等の要因により製品の検収が延期になった場合
- 当社の売上計上基準において想定できていない契約条件等が発生した場合
- 何らかの事由により契約締結そのものが延期となった場合
- ソフトウェアに係る会計基準等に変更・改正等があった場合

⑩収益構造が下半期偏重になることについて

当社の主要な販売先であるキャリアやメーカーとの取引においては、ライセンス販売に係る契約締結ならびに検収が下半期偏重となる傾向があり、現在、当社の売上高も下半期、特に第4四半期に集中しております。従いまして、四半期または上半期の業績だけをもって当社の通期の業績を予想することは困難になっております。

⑪韓国Samsung Electronics Co., Ltd.に対する売上に伴う販売手数料の発生について

Samsung Electronics Co., Ltd.に対する売上高については、下表のとおり、販売代理店に対し売上高に応じた販売手数料が発生し、利益率を引き下げる要因となっております。

区 分	平成18年3月31日現在		平成19年3月31日現在	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
総売上高	1,077,286	100.0	2,237,551	100.0
Samsung Electronics Co., Ltd. に関する売上高	631,105	58.6	476,308	21.3
販売手数料	232,165	21.6	213,508	9.5

⑫ソフトウェア資産について

当社は自社開発販売事業において「VIVID UI」をはじめとするミドルウェアの開発を行っておりますが、それらの開発に係る製造原価についてはソフトウェア資産に計上しております。当社ではソフトウェアの資産計上をしている各製品について定期的に売上達成見込の慎重な検討を実施し、その資産性について社内評価を行っており、売上達成が見込めないと判断された場合には速やかに全額の費用化を行うこととしておりますが、その場合には当社の財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑬為替の変動について

当社の事業は全世界をマーケットとしたものであります。従って各地域における売上・費用・資産等につきましては財務諸表作成の際に円換算されており、換算時の為替レートの変動によっては当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑭当社の事業体制について

- 特定の役員への依存度が高いことについて

代表取締役社長 堤 純也は、当社経営の最高責任者であり、主として携帯電話向けの中ルウェア技術及びコ

ンピュータ・グラフィック技術ならびにそれらの開発・販売に関する豊富な知識・経験を持ち、また、国内外の携帯電話業界における人脈と知名度に基づく大きな営業力を発揮するなど、当社の販売活動に多大な影響を与えてまいりました。現在、事業規模の拡大に伴い、当社は経営組織内の権限委譲や業務分掌を推進しており同氏への依存度は低下しつつありますが、今後何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 人材の確保及び育成について

当社の事業はその大半がヒューマンリソースに依存しております。当社では優秀な人材の獲得及び確保のために投資をしておりますが、経済状況や当社の業績によっては投資に見合う人材の獲得ができない可能性があります。当社では将来に向けて社内の人材育成に取り組んでまいりますが、人材の流動が激しい当業界においては、何らかの事情により役職員が退職してしまう可能性があり、必ずしも採用し育成した役職員が当社の事業に寄与し続けるとは限りません。

c. 小規模組織と内部管理体制について

平成19年3月31日現在における当社組織は、役員9名及び従業員81名（契約社員1名含む）と比較的小規模であり、内部管理体制もこのような規模に応じたものとなっております。今後の方針として、当社は事業環境を勘案しながら人員の増加を図り、それに対応して内部管理体制の一層の充実を図る方針であります。ただし、当社の内部管理体制に必要な人材を適時に確保できない事態が生じた際には当社の事業展開に支障となる可能性があり、その場合、当社の業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

⑮海外事業展開上のリスクについて

当社の海外での開発及び販売活動は、西欧諸国及びアジアを中心に行われており、これらの海外市場での事業展開には以下のようなカントリーリスクが存在し、これらの事象は当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

- a. 当社にとって不利な政治的または経済的要因
- b. 予期しない法律または規制等の変更
- c. テロ、戦争、その他当社にとって不可抗力の外的要因

⑯業歴が浅いことについて

当社は平成16年7月12日に設立され、業歴が浅いことから、過年度の経営成績だけでは今後の当社業績を予測する材料としては不十分な面があると考えられます。

⑰新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は会社の利益が個々の利益と一体化し、職務における動機付けをより向上させる目的とし、役職員等にストックオプションとしての新株予約権を付与しております。これにより、平成19年3月31日現在における当社の潜在株比率は21.9%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、また株式市場での需給バランスに変動が発生し、株価へ影響を及ぼすことが考えられます。また、当社は今後も同様のストックオプション等のインセンティブプランを継続して行うことを検討しており、さらに株式価値の希薄化が生じる可能性があります。

⑱配当方針について

当社では、当面は安定した財務体質に裏付けられた経営基盤の強化を図るとともに、新製品研究開発投資及び今後の事業展開に備え内部留保の充実を優先させていただく方針としており、従来より配当を実施しておらず、また当期及び次期に関しましても無配とさせていただきます。しかしながら、当社では株主に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして位置付けており、事業展開の状況と各期の経営成績を総合的に勘案し可能な限り早期に配当を実施したいと考えております。

5 【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	締結日	契約期間
株式会社メガチップス LSIソリューションズ	日本	共同開発契約	VIVID Messageに係る共同開発基本契約書	平成17年1月21日	—
株式会社モルフォ	日本	ソフトウェア使用許諾契約	VIVID Panoramaに係るソフトウェア使用許諾契約	平成18年5月12日	平成18年5月12日から平成18年11月11日。使用期間満了前に別途協議。
Samhee Resources Development Co., Ltd.	韓国	販売代理店契約	韓国Samsung社向け代理店基本契約書	平成17年5月10日	平成17年5月10日から2年間。その後、満1年毎に自動更新。
Samsung Electronics Co., Ltd.	韓国	VIVID Message	日本及び中国市場を除く全世界市場での独占販売契約書	平成17年7月7日	平成17年7月5日から2年間。その後、満1年毎に自動更新。
Samsung Electronics Co., Ltd.	韓国	VIVID UI	日本市場を除く全世界市場での独占販売契約書	平成18年3月24日	平成18年3月24日から2年間。その後、満1年毎に自動更新。
Samsung Electronics Co., Ltd.	韓国	VIVID Panorama	日本市場を除く全世界市場での独占販売契約書	平成18年9月29日	平成18年9月29日から1年間。その後、満1年毎に自動更新。
バンダイネットワークス株式会社	日本	共同展開契約	X-Forge Ver. 3に係る共同展開に係る契約書	平成19年3月15日	—

(注) 平成17年1月6日付で、当社とクワトロメディア株式会社間で締結した「VIVID UI」製品群の共同開発契約について、平成19年1月30日付をもって、同社は当該の契約の地位及び同社が所有する知的財産権を、当社代表取締役社長である堤 純也に譲渡したため、重要な契約から除外しております。

6【研究開発活動】

(1) 研究開発活動の概要

当社では、携帯電話の新しいサービスの実現及び既存製品の大幅な機能強化に関する研究及び調査を行っております。平成19年3月現在、研究開発に係る専任の従業員は3名であり、これに加えてヨーロッパ支社の開発者4名が状況に応じて研究開発を支援する体制をとっており、各製品開発プロジェクトにおいて個別に研究及び調査等の活動を行いましたが、当事業年度においては開発案件の受注が比較的多く、研究開発要員もそれらの案件に一部従事する必要が生じたため、小規模の活動に留まることとなりました。

また将来においては、より組織的かつ効率的な研究開発を行うべく、独立した部門の設置を計画しております。

(2) 当事業年度における研究開発活動の成果

当事業年度における研究開発活動は以下のとおりであり、研究開発費の総額は8,693千円となっております。

① 新しいサービスの実現

Felica通信を使用したアミューズメント向け機器の開発を容易にするためのSDKの研究開発を行いました。

② 既存製品の機能強化

「VIVID UI」 UIの表現力の一層の向上を目指し、動画を扱うための機能拡張についての研究開発を行いました。

「VIVID Message」 コンテンツサービス開始を見据え、絵文字のダウンロード機能に係る研究及び調査を行いました。

「VIVID Audio」 幅広い使用シーンを実現するために、音声処理アルゴリズム(*)のリアルタイム化に関する研究開発を行いました。

「X-Forge」 バージョンアップに向けた新規機能の研究及び調査を行いました。

「X-Forge」 バージョンアップに向けた新規機能の研究及び調査を行いました。

* アルゴリズム

コンピュータを使ってある特定の目的を達成するための処理手順。

7【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財政諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるためこれらの見積りと異なる場合があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社の財務諸表の作成において使用される重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

a. 市場販売目的ソフトウェア償却

市場販売目的ソフトウェアの減価償却は、製品ごとの未償却残高を、見積り販売数量を基準として当事業年度の実績販売数量に対応して計算した償却額と、残存有効期間に基づく均等償却額のいずれか多い金額で償却を行うものとしております。見積り販売数量が当初より著しく減少した場合、ソフトウェアの減価償却費が増加する可能性があります。また、市場ニーズに合致しない場合など経済的価値が著しく減少していると判断する場合には、当該経済価値の減少部分について無形固定資産計上したソフトウェアを一時の費用、または損失として処理する必要があります。

b. たな卸資産

仕掛品について製品の納品が完了したものについては原価を全額費用化します。また、企画案件については、その案件に関する費用が1年間発生しない場合、その時点で今後の企画開発計画を明確に示すなどその資産性を明確にできる場合を除き、原則として全額費用化することとしております。

c. ソフトウェア勘定及びソフトウェア仮勘定

当社は、自社開発販売事業において、「VIVID UI」をはじめとするミドルウェア製品の開発を行っております。それらの開発に係る製造原価についてはソフトウェア資産計上をしており、平成19年3月31日現在におきましては6製品について計上しており、それらの各ソフトウェア資産計上合計額（自社利用分は除く）は151,612千円、またソフトウェア仮勘定（ソフトウェア開発にかかった費用のうち未完成となっているもの）につきましては4製品について計上しており、合計154,274千円となっております。

当社では、ソフトウェア資産計上をしている各製品について定期的に売上達成見込みの慎重な社内検討を行っておりますが、公正かつ客観的な見解により達成が見込めないと判断された場合には、このソフトウェア資産については速やかに全額費用化することとしております。

(2) 経営成績に関する分析

(売上高)

当事業年度の売上高は2,237,551千円（前期比107.7%増）となりました。自社製品開発販売事業においては、国内外の顧客に対するライセンスの拡大が順調に進み、売上高1,258,255千円（前期比61.1%増）となりました。また、受託開発事業においても、主として国内キャリア向けの受託案件が増加し、売上高930,110千円（前期比258.8%増）となりました。コンサルタント事業も順調に推移し、売上高49,184千円（前期比32.6%増）となりました。

(売上総利益)

当事業年度の売上原価は717,513千円（前期比311.9%増）、売上総利益は1,520,037千円（前期比68.3%増）となりました。これは自社製品開発販売事業及び受託開発事業における売上高の増加に伴うものであります。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度の販売費及び一般管理費は1,111,612千円（前期比35.2%増）となりました。その内訳として、ライセンス売上に伴う販売代理店及び共同開発会社に対する販売手数料ならびに従業員増加に伴う給与手当が増加いたしました。

(営業外損益)

当事業年度の営業外収益は、1,603千円（前期比88.3%減）となりました。一方、営業外費用は、平成18年10月19日に東京証券取引所マザーズ上場による公募増資等による株式交付費及び為替差損を計上した結果、49,865千円（前期比996.9%増）となりました。

(特別損益・法人税等・法人税等調整額)

当事業年度の特別利益はのれん譲渡益130,000千円が発生しており、また、法人税等が268,550千円（前期23,754千円）、法人税等調整額として△42,182千円（前期△9,012千円）を計上しております。

(3) 財政状態に関する分析

①資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当事業年度における総資産は2,640,289千円(前事業年度末1,192,212千円)となり、前事業年度末と比較して1,448,076千円の増加となりました。

流動資産は2,190,828千円(前事業年度末1,022,470千円)となり、1,168,358千円増加となりました。これは主に、売掛金の増加、新株予約権の行使及び平成18年10月19日に東京証券取引所マザーズ上場により公募増資した現金及び預金の増加によるものであります。

固定資産は449,460千円(前事業年度末169,741千円)となり、279,718千円増加となりました。これは主に、販売目的のソフトウェア等の増加によるものであります。

(負債)

負債の合計額は521,350千円(前事業年度末337,951千円)となり、183,399千円の増加となりました。未払費用は減少しておりますが、未払法人税等、未払消費税等及び前受金の増加によるものであります。

(純資産)

株主資本は2,118,938千円(前事業年度末854,260千円)となり、実質的に1,264,677千円の増加となりました。新株予約権の行使及び平成18年10月19日に東京証券取引所マザーズへ上場により公募増資した資本金及び資本剰余金の増加によるものであります。

②キャッシュ・フローの状況

「1[業績等の概要](2)キャッシュ・フロー」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は33,079千円であります。なお、設備投資の総額から販売目的のソフトウェア取得額を除外しております。その内容は、主に事業拡大に対応するための本社事業所の拡張に伴う建物附属設備2,098千円、従業員の増加に伴うパーソナルコンピュータ及びソフトウェアの購入に関するものが30,981千円であります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成19年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)
		建物	車両運搬具	器具備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都渋谷区)	本社機能	6,558	1,215	16,544	7,559	31,878	62 (9)
Acrodea, Inc. Korea Branch (韓国ソウル市)	販売設備	2,744	—	2,248	1,383	6,375	13
Acrodea, Inc. Finland Branch (フィンランド エスポー市)	開発設備	—	—	1,759	1,848	3,607	6

- (注) 1. 金額は有形固定資産及びソフトウェアの帳簿価額であり、消費税等は含まれておりません。
 2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 3. 上記事務所においては、他の者から建物の貸借を受けております。
- 本社 第3期賃借料 平成18年4月1日から平成19年3月31日 35,355千円
 平成19年3月現在 契約面積 477.44㎡
 Acrodea, Inc. Korea Branch 第3期賃借料 平成18年4月1日から平成19年3月31日 6,079千円
 平成19年3月現在 契約面積 198.36㎡
 Acrodea, Inc. Finland Branch 第3期賃借料 平成18年7月1日から平成19年3月31日 4,013千円
 平成19年3月現在 契約面積 58㎡

3【設備の新設、除却等の計画】

平成19年3月31日現在において、当社では本社機能の移転、ERPシステム導入等の計画を策定しております。

重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
本社 (東京都目黒区)	建物附属設備	64	—	自己資金	平成19.8	平成19.8	—
本社 (東京都目黒区)	ERPシステム	50	—	自己資金	平成19.5	平成20.1	—

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	190,000
計	190,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月27日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	66,910	67,010	東京証券取引所 (マザーズ)	—
計	66,910	67,010	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20、第280条ノ21及び第280条ノ27の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成16年7月12日臨時株主総会決議に基づく平成16年7月12日取締役会決議（第1回付与）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,840(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,840	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月15日 至 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、百分の一未満を切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 株式の分割・株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後、当社がこの行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行うとき（いずれも新株予約権の行使の場合を除く。以下両者あわせて「新規発行」という。）は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行の前において当社が所有する自己株式数は含まないこととします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員もしくは顧問契約継続中であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合であって、当社の書面による承認がある場合はこの限りでない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

② 平成16年7月12日臨時株主総会決議に基づく平成16年7月12日取締役会決議（第2回付与）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	360(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	360	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年8月25日 至 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、百分の一未満を切り捨てることとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 株式の分割・株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後、当社がこの行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行うとき（いずれも新株予約権の行使の場合を除く。以下両者あわせて「新規発行」という。）は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行の前において当社が所有する自己株式数は含まないこととします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- (2) その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

③ 平成16年7月12日臨時株主総会決議に基づく平成16年7月12日取締役会決議（第3回付与）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	50（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	50	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月15日 至 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、百分の一未満を切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 株式の分割・株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後、当社がこの行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行うとき（いずれも新株予約権の行使の場合を除く。以下両者あわせて「新規発行」という。）は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行の前において当社が所有する自己株式数は含まないこととします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
 - (2) その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

④ 平成17年3月28日臨時株主総会決議に基づく平成17年3月28日取締役会決議（第4回付与）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	470（注）1	370（注）1, 4
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	470	370
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月25日 至 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てることとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うこととします。

2. 当会社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うこととします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権発行時において当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- (3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 新株予約権の行使による減少であります。

⑤ 平成17年6月15日臨時株主総会決議に基づく平成17年6月6日取締役会決議及び平成18年3月1日取締役会決議

イ. 平成17年6月6日取締役会決議（第6回付与）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	1,150（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,150	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月15日 至 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、百分の一未満を切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 株式の分割・株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後、当社がこの行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行うとき（いずれも新株予約権の行使の場合を除く。以下両者あわせて「新規発行」という。）は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行の前において当社が所有する自己株式数は含まないこととします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合であって、当社の書面による承認がある場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- (3) その他の条件については当社と新株予約権を受けるものとの間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

ロ. 平成18年3月1日取締役会決議（第12回付与）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	500（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	500	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月15日 至 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、百分の一未満を切り捨てることとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 株式の分割・株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後、当社がこの行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行うとき（いずれも新株予約権の行使の場合を除く。以下両者あわせて「新規発行」という。）は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行の前において当社が所有する自己株式数は含まないこととします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合であって、当社の書面による承認がある場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- (3) その他の条件については当社と新株予約権を受けるものとの間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑥ 平成17年6月15日臨時株主総会決議に基づく平成17年6月6日取締役会決議（第7回付与）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	100（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	100	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月15日 至 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、百分の一未満を切り捨てることとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 株式の分割・株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後、当社がこの行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行うとき（いずれも新株予約権の行使の場合を除く。以下両者あわせて「新規発行」という。）は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行の前において当社が所有する自己株式数は含まないこととします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下とおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社との業務委託契約が継続中であることを要する。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
 - (3) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑦ 平成17年6月15日臨時株主総会決議に基づく平成17年6月6日取締役会決議及び平成18年3月1日取締役会決議

イ. 平成17年6月6日取締役会決議（第8回付与）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	20（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月15日 至 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、百分の一未満を切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 株式の分割・株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後、当社がこの行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行うとき（いずれも新株予約権の行使の場合を除く。以下両者あわせて「新規発行」という。）は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行の前において当社が所有する自己株式数は含まないこととします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

(2) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

ロ. 平成18年3月1日取締役会決議（第13回付与）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	30（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	30	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月15日 至 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、百分の一未満を切り捨てることとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 株式の分割・株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後、当社がこの行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行うとき（いずれも新株予約権の行使の場合を除く。以下両者あわせて「新規発行」という。）は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行の前において当社が所有する自己株式数は含まないこととします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- (2) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑧ 平成17年9月27日臨時株主総会決議に基づく平成17年9月27日取締役会決議（第10回付与）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	5,300（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,300	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年10月1日 至 平成28年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、百分の一未満を切り捨てることとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 株式の分割・株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後、当社がこの行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行うとき（いずれも新株予約権の行使の場合を除く。以下両者あわせて「新規発行」という。）は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行の前において当社が所有する自己株式数は含まないこととします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合であって、当社の書面による承認がある場合はこの限りでない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
 - (3) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑨ 平成17年9月27日臨時株主総会決議に基づく平成17年9月27日取締役会決議（第11回付与）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	450（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	450	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年10月1日 至 平成28年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、百分の一未満を切り捨てることとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 株式の分割・株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後、当社がこの行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行うとき（いずれも新株予約権の行使の場合を除く。以下両者あわせて「新規発行」という。）は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行の前において当社が所有する自己株式数は含まないこととします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社との業務委託契約が継続中であることを要する。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
 - (3) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑩ 平成18年3月17日臨時株主総会決議に基づく平成18年3月17日取締役会決議（第14回付与）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	4,190（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,190	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年3月17日 至 平成28年3月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、百分の一未満を切り捨てることとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 株式の分割・株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後、当社がこの行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行うとき（いずれも新株予約権の行使の場合を除く。以下両者あわせて「新規発行」という。）は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行の前において当社が所有する自己株式数は含まないこととします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合であって、当社の書面による承認がある場合はこの限りでない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
 - (3) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑪ 平成18年3月17日臨時株主総会決議に基づく平成18年3月17日取締役会決議（第15回付与）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	220（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	220	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年3月17日 至 平成28年3月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、百分の一未満を切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 株式の分割・株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後、当社がこの行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行うとき（いずれも新株予約権の行使の場合を除く。以下両者あわせて「新規発行」という。）は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行の前において当社が所有する自己株式数は含まないこととします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- (2) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成16年7月12日 (注) 1	1,400	1,400	14,000	14,000	—	—
平成16年8月31日 (注) 2	7,500	8,900	45,000	59,000	30,000	30,000
平成16年9月30日 (注) 3	1,000	9,900	6,000	65,000	4,000	34,000
平成16年12月21日 (注) 4	2,000	11,900	12,000	77,000	8,000	42,000
平成17年3月10日 (注) 5	4,400	16,300	26,400	103,400	17,600	59,600
平成17年3月31日 (注) 6	1,000	17,300	6,000	109,400	4,000	63,600
平成17年6月20日 (注) 7	10,000	27,300	150,000	259,400	100,000	163,600
平成17年9月29日 (注) 8	4,800	32,100	72,000	331,400	48,000	211,600
平成17年9月30日 (注) 9	2,200	34,300	11,000	342,400	11,000	222,600
平成17年9月30日 (注) 10	1,000	35,300	5,000	347,400	5,000	227,600
平成17年10月21日 (注) 11	3,200	38,500	48,000	395,400	32,000	259,600
平成17年10月31日 (注) 12	180	38,680	900	396,300	900	260,500
平成17年11月14日 (注) 13	5,220	43,900	26,100	422,400	26,100	286,600
平成17年11月14日 (注) 14	850	44,750	4,250	426,650	4,250	290,850
平成17年11月14日 (注) 15	2,000	46,750	25,000	451,650	25,000	315,850
平成18年3月24日 (注) 16	1,580	48,330	7,900	459,550	7,900	323,750
平成18年6月26日 (注) 17	80	48,410	400	459,950	400	324,150
平成18年6月26日 (注) 18	7,000	55,410	87,500	547,450	87,500	411,650
平成18年6月26日 (注) 19	3,500	58,910	43,750	591,200	43,750	455,400
平成18年10月18日 (注) 20	6,000	64,910	358,800	950,000	358,800	814,200
平成19年2月13日 (注) 21	2,000	66,910	10,000	960,000	10,000	824,200

(注) 1. 会社設立、発行価格10,000円、資本金組入額10,000円

2. 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本金組入額6,000円、割当先 バンダイネットワークス株式会社
ITXイー・グローバレッジ株式会社 株式会社メガチップスLSIソリューションズ (現 株式会社メガチップ
ス) ジェイディスク株式会社
3. 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本金組入額6,000円、割当先 ジェミナイ・モバイル・テクノロ
ジー株式会社
4. 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本金組入額6,000円、割当先 JAICーアドバンスドテック1号投資
事業有限責任組合
5. 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本金組入額6,000円、割当先 堤 純也 國吉芳夫 杉山 功 新
田朋晃 斉藤道三
6. 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本金組入額6,000円、割当先 佐藤 淳 木村貢大
7. 有償第三者割当、発行価格25,000円、資本金組入額15,000円、割当先 株式会社アプリックス 株式会社ド
ワゴン JAICーアドバンスドテック1号投資事業有限責任組合 株式会社コネクテックロジーズ 株式会
社インデックス (現 株式会社インデックス・ホールディングス) エヌ・ブイ・シー・シー五号投資事業有
限責任組合 バンダイネットワークス株式会社
8. 有償第三者割当、発行価格25,000円、資本金組入額15,000円、割当先 株式会社ドコモ・ドットコム みず
ほキャピタル株式会社 新光IPO投資事業組合2号 株式会社ACCESS
9. 第2回新株予約権の行使、行使価格10,000円、資本金組入額5,000円、行使者 國吉芳夫 新田朋晃
10. 第4回新株予約権の行使、行使価格10,000円、資本金組入額5,000円、行使者 國吉芳夫 杉山 功 佐藤

淳 木村貢大

11. 有償第三者割当、発行価格25,000円、資本金組入額15,000円、割当先 Macromedia Netherlands B. V. (現 Adobe Systems Benelux, B. V.)
12. 第4回新株予約権の行使、行使価格10,000円、資本金組入額5,000円、行使者 中丸幸治 庄司拓郎
13. 第2回新株予約権の行使、行使価格10,000円、資本金組入額5,000円、行使者 堤 純也
14. 第4回新株予約権の行使、行使価格10,000円、資本金組入額5,000円、行使者 堤 純也
15. 第5回新株予約権の行使、行使価格25,000円、資本金組入額12,500円、行使者 堤 純也
16. 第4回新株予約権の行使、行使価格10,000円、資本金組入額5,000円、行使者 國吉芳夫 杉山 功 新田 朋晃 Graham Robinson 向井陽子 谷口正和 内藤久士 岩田眞介 大山 仁 佐伯 章 小田和俊
17. 第4回新株予約権の行使、行使価格10,000円、資本金組入額5,000円、行使者 松下健一
18. 第5回新株予約権の行使、行使価格25,000円、資本金組入額12,500円、行使者 堤 純也
19. 第9回新株予約権の行使、行使価格25,000円、資本金組入額12,500円、行使者 堤 純也
20. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
 発行価格 130,000円
 発行価額 119,600円
 資本組入額 59,800円
 払込金総額 717,600千円
21. 第2回新株予約権の行使、行使価格10,000円、資本金組入額5,000円、行使者 堤 加衣
22. 平成19年5月11日付で第4回新株予約権の行使により、発行済株式総数が100株、資本金及び資本準備金がそれぞれ50万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	5	19	25	14	2	2,412	2,477	—
所有株式数(株)	—	1,430	1,112	27,323	4,769	141	32,135	66,910	—
所有株式数の割合(%)	—	2.14	1.66	40.84	7.13	0.21	48.02	100.0	—

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
堤 純也	東京都品川区	15,370	22.97
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	4,300	6.43
國吉芳夫	東京都狛江市	3,500	5.23
JAIC-アドバンスドテック1号 投資事業有限責任組合	東京都千代田区永田町二丁目13番5号	3,500	5.23
Adobe Systems Benelux B.V. (常任代理人 弁護士 立石則文)	Hoogoorddreef 54a, 1100 DG Amsterdam Z.O. The Netherlands (東京都千代田区紀尾井町3番28号)	3,200	4.78
バンダイネットワークス株式会 社	東京都港区東新橋一丁目6番1号	3,000	4.48
株式会社アプリックス	東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号	3,000	4.48
株式会社ドコモ・ドットコム	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	3,000	4.48
株式会社ドワンゴ	東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号	2,000	2.99
株式会社ツタヤオンライン	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	2,000	2.99
計	—	42,870	64.07

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 66,910	66,910	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	66,910	—	—
総株主の議決権	—	66,910	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20、第280条ノ21及び第280条ノ27の規定に基づく新株予約権の発行によるものです。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

① 平成16年7月12日臨時株主総会決議（平成16年7月12日取締役会決議による第1回付与）

決議年月日	平成16年7月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員等8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	1,940
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 退職により従業員1名100株分の権利が喪失し、平成18年9月14日現在1,840株となっております。

② 平成16年7月12日臨時株主総会決議（平成16年7月12日取締役会決議による第2回付与）

決議年月日	平成16年7月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役等4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	9,780
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与対象者の権利行使による新株発行により、9,420株分の株式の数が減少し、平成19年2月13日現在、360株となっております。また、付与対象者の区分及び人数は従業員1名となっております。

③ 平成16年7月12日臨時株主総会決議（平成16年7月12日取締役会決議による第3回付与）

決議年月日	平成16年7月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 付与対象者の権利放棄により、社外協力者3名50株分の権利が喪失し、平成18年10月31日現在50株となっております。

④ 平成17年3月28日臨時株主総会決議（平成17年3月28日取締役会決議による第4回付与）

決議年月日	平成17年3月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役2名、従業員6名、及び取締役、監査役及び従業員の内定者14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	4,160
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 付与対象者の権利行使による新株発行により、3,790株分の株式の数が減少し、平成19年5月11日現在、370株となっております。また、付与対象者の区分及び人数は監査役1名、従業員4名となっております。

⑤ 平成17年6月15日臨時株主総会決議

(平成17年6月6日取締役会決議による第6回付与及び平成18年3月1日取締役会決議による第12回付与)

決議年月日	平成17年6月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員6名及び取締役内定者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,650
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑥ 平成17年6月15日臨時株主総会決議(平成17年6月6日取締役会決議による第7回付与)

決議年月日	平成17年6月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑦ 平成17年6月15日臨時株主総会決議

(平成17年6月6日臨時取締役会決議における第8回付与の20数と平成18年3月1日臨時取締役会決議における第13回付与の30数の合計)

決議年月日	平成17年6月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	50
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑧ 平成17年9月27日臨時株主総会決議（平成17年9月27日取締役会決議による第10回付与）

決議年月日	平成17年9月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役4名、監査役1名、従業員2名及び従業員内定者3名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	5,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑨ 平成17年9月27日臨時株主総会決議（平成17年9月27日取締役会決議による第11回付与）

決議年月日	平成17年9月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	450
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑩ 平成18年3月17日臨時株主総会決議（平成18年3月17日取締役会決議による第14回付与）

決議年月日	平成18年3月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役5名、従業員11名及び従業員内定者11名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	4,420
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 付与対象者の権利放棄により、従業員内定者3名230株分の権利が喪失し、平成18年11月30日現在4,190株となっております。

⑪ 平成18年3月17日臨時株主総会決議（平成18年3月17日取締役会決議による第15回付与）

決議年月日	平成18年3月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	220
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社では、当面は安定した財務体質に裏付けられた経営基盤の強化を図るとともに、新製品研究開発投資及び今後の事業展開に備え内部留保の充実を優先させていただく方針としており、従来より配当を実施しておらず、また当期及び次期に関しましても無配とさせていただきます。しかしながら、当社では株主に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして位置付けており、事業展開の状況と各期の経営成績を総合的に勘案し可能な限り早期に配当を実施したいと考えております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であり、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	—	—	517,000
最低(円)	—	—	136,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成18年10月19日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	275,000	231,000	240,000	269,000	275,000	517,000
最低(円)	167,000	136,000	178,000	185,000	200,000	210,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成18年10月19日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	CEO (注) 1	堤 純也	昭和40年8月10日生	平成3年4月 株式会社エイチアイ入社 平成6年5月 同社取締役 平成14年7月 同社取締役副社長 平成16年7月 当社設立 平成19年4月 当社代表取締役社長兼CEO 当社代表取締役社長兼CEO兼Acrodea America, Inc. President (現任)	(注) 8	15,370
取締役 副社長	CTO (注) 2	國吉芳夫	昭和40年7月4日生	平成9年4月 リコーシステム開発株式会社入社 平成14年4月 株式会社電通国際情報サービス入社 平成16年1月 株式会社エイチアイ入社 平成16年7月 当社設立 当社取締役兼CTO 平成18年7月 当社取締役副社長兼CTO (現任)	(注) 8	3,500
取締役	CMO (注) 3	佐藤 淳	昭和47年6月9日生	平成8年4月 株式会社ネコ・パブリッシング入社 平成9年3月 株式会社ジェーエムシステムズ入社 平成14年3月 有限会社トラバント設立 同社代表取締役 平成16年10月 株式会社トラバントに組織変更 同社代表取締役 平成17年5月 当社取締役 平成17年10月 当社取締役兼CMO 平成18年6月 当社取締役マーケティング部長兼CMO 平成19年4月 当社取締役兼CMO (現任)	(注) 8	750
取締役	CFO (注) 4	杉山 功	昭和40年8月31日生	昭和62年4月 株式会社A N Y入社 平成5年2月 有限会社グリーンメンテナンス入社 平成9年3月 株式会社イー・ピー・エム入社 平成16年10月 当社入社 管理部長 平成17年5月 当社取締役管理部長兼CFO 平成18年11月 当社取締役兼CFO (現任)	(注) 8	700
取締役	韓国 支社長兼 CDO (注) 5	木村貢大	昭和53年10月16日生	平成10年4月 株式会社エイチアイ入社 平成14年3月 有限会社トラバント設立 取締役 平成16年10月 株式会社トラバントに組織変更 同社取締役副社長兼CTO 平成17年5月 当社取締役 平成17年11月 当社取締役韓国支社長 平成18年7月 当社取締役韓国支社長兼CDO (現任)	(注) 8	650

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (注) 6	—	西 弘洋	昭和12年2月1日生	昭和47年4月 Ikegami Electronics (U.S.A.) , Inc. President 平成2年4月 日本モトローラ株式会社 理事 平成12年4月 シンビアン株式会社 代表取締役社長 平成15年5月 日本テレカ株式会社 代表取締役社長 平成19年6月 当社取締役 (現任)	(注) 9	—
常勤監査役 (注) 7	—	工藤武雄	昭和18年7月30日生	昭和44年8月 東急建設株式会社入社 平成元年3月 同社海外事業部マレーシア事務所 所長 Tokyu Construction Development SDN DHD 代表取締役社長 平成2年10月 東急建設株式会社広報室 室長 平成6年4月 同社海外事業部総務部 部長 平成6年10月 同社海外建設部総務部 部長 平成7年9月 Pan Pacific Development Co., Ltd. 業務執行筆頭副社長 平成9年1月 東急建設株式会社 技術本部技術総務部 部長 平成10年6月 同社不動産部 部長 平成12年7月 東急リニューアル株式会社 専務取締役 平成16年6月 同社 顧問 平成18年3月 当社監査役 (現任)	(注) 10	—
監査役 (注) 7	—	中嶋宏次	昭和22年8月11日生	昭和45年9月 監査法人 日本橋事務所入所 昭和49年10月 監査法人 千代田事務所入所 (現 みすず監査法人) 昭和50年4月 株式会社中川園本店 取締役 昭和54年1月 株式会社七彩 常勤監査役 昭和57年6月 同社 取締役 平成5年12月 中嶋公認会計士事務所設立 所長 (現任) 平成9年6月 株式会社七彩 代表取締役専務 平成17年6月 当社監査役 (現任) 平成19年2月 有限会社なかなか 取締役 (現任)	(注) 10	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (注) 7	—	八田武彦	昭和16年6月28日生	昭和39年4月 日本IBM株式会社入社 昭和61年6月 株式会社CSK 取締役ソフト開発事業部長 平成2年6月 株式会社神戸鉄鋼所入社 平成7年7月 株式会社ソルシオン 代表取締役 平成13年1月 イチレイヨン株式会社 取締役 平成14年8月 株式会社マルチメディアスクール・ウェブ 監査役(現任) 平成15年1月 エニユーザーグローバル株式会社 専務取締役 平成16年4月 株式会社オープンハウス 監査役 (現任) 平成16年9月 株式会社ネットワークセキュリティテ クノロジー 社外取締役 平成17年8月 株式会社日本コンピュータ 顧問 平成18年3月 当社監査役(現任)	(注) 10	—
計						20,970

- (注) 1. CEOは、最高経営責任者(Chief Executive Officer)の英文による略称であります。
2. CTOは、最高技術責任者(Chief Technology Officer)の英文による略称であります。
3. CMOは、最高マーケティング責任者(Chief Marketing Officer)の英文による略称であります。
4. CFOは、最高財務責任者(Chief Financial Officer)の英文による略称であります。
5. CDOは、最高開発責任者(Chief Development Officer)の英文による略称であります。
6. 取締役西 弘洋は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
7. 監査役工藤武雄、中嶋宏次及び八田武彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
8. 平成18年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで。
9. 平成19年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで。
10. 平成18年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで。

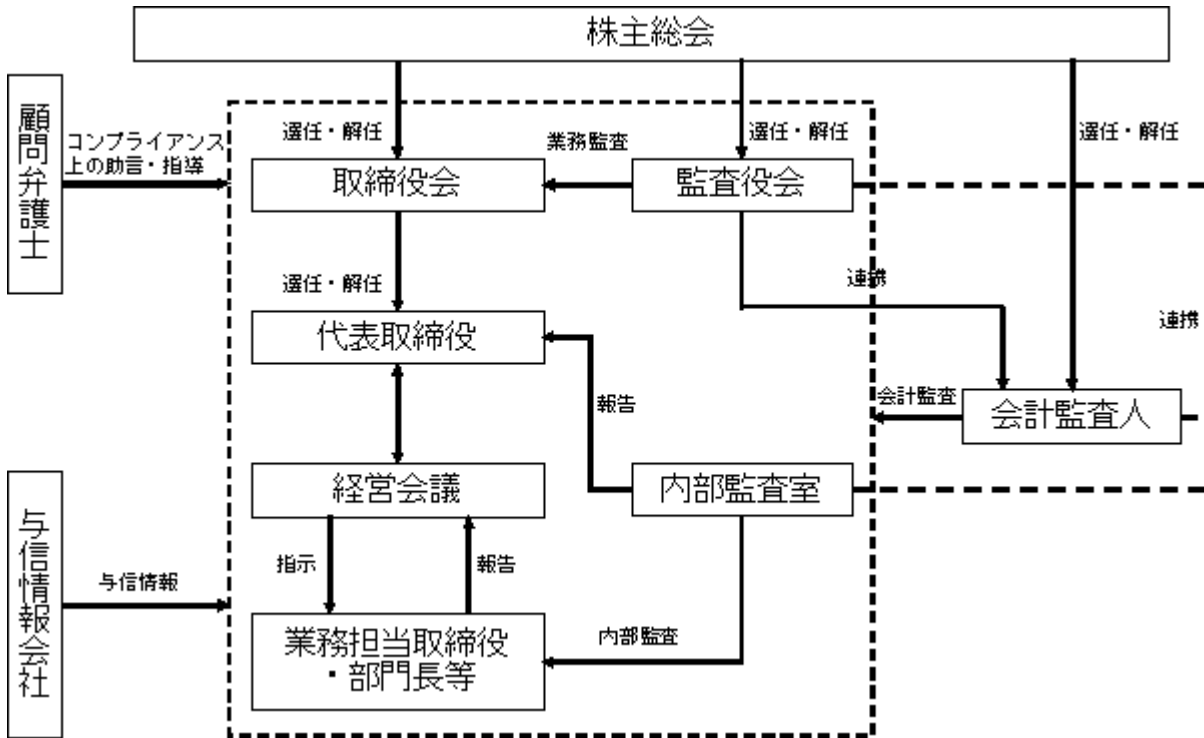
6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視の考え方に立脚し、企業価値の最大化と透明性が高く経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の両立を経営上の最も重要な課題の一つと考えており、取締役会の適時開催、社外取締役による経営モニター機能の充実化、また監査役監査及び内部監査による経営チェック機能の強化、顧問弁護士等の外部の助言も積極的に取り入れ、必要な経営組織や社内体制の整備拡充を随時図っていく方針であります。

また当社では、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）を果たしていくため、適時開示の重要性を認識し、情報開示の迅速性・公平性を図るための管理体制の強化も進めてまいります。

当社の業務執行の体制、経営監視及び内部統制システムを図示すると次のとおりです。



(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社では、取締役会による取締役及び各部門長の業務執行状況の管理、内部監査室、会計監査人監査、監査役会による監査を機軸に経営監視体制を構築しております。

①取締役会は、常勤の取締役5名に加え、社外取締役1名及び経営監視を主とする監査役3名で運営されております。原則として毎月1回開催し、会社の業務執行に関する意思決定機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、ならびに重要な事項はすべて付議され、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、逐次、取締役会を開催することとなっており、十分な議論の上で経営上の意思決定を行っております。平成18年度におきましては、取締役会を22回開催しております。

②監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されております。各監査役は、取締役会に出席し、審議状況等を監査するとともに、適宜、経営全般または個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行っております。その他、監査役は監査方針の決定、会計監査人からの報告聴取、取締役等からの営業報告聴取、経営会議の出席を行うとともに、これらの監査結果を、監査役相互に意見・情報交換を行い、監査の実効性を高めております。平成18年度におきましては、監査役の協議を10回開催しております。

③会社設立時である平成16年7月より、取締役会に付議する事項を含む経営戦略上の重要な事項についての方向性や方針を審議する会議体として、経営会議を毎月1回以上開催しております。その構成は、常勤取締役及び幹部社員による運営となっており、常勤監査役はオブザーバーとして毎回参加しております。平成18年度におきましては、経営会議を45回開催しております。

④その他、業務と権限を明確にし、権限を委譲し、相互牽制・監視が働くよう、逐次、社内諸規程の整備・運営管理を行い社内管理体制の強化に努めているほか、内部統制のためのより厳格な予算管理制度の実施を図っております。

(3) リスク管理体制の整備状況

当社では、自らがおかれている外部環境及び内部要因を適宜分析し、事業上のリスクを取締役会ならびに経営会議において常に把握するとともに、法律上の判断が必要な場合は顧問弁護士から適宜助言を受けて予防策を講じる体制をとっております。現在、リスク情報の一元化の強化に向け管理体制の整備を行っているとともに、経営陣のみならず全社員のリスクに対する認識の周知徹底に努めております。

(4) 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織、ならびに内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携の状況については以下のとおりであります。

①内部監査

内部監査は、平成17年4月より、コンプライアンス経営のための内部統制システムとして実施しております。現在、内部監査室を配置しており、構成員は専任の内部監査人1名であります。監査役及び監査法人と連携を取りながら、社内の各業務が経営方針や社内規程・会計処理に準拠して行われているか、経営的にみて効率よく行われているか、法令を遵守しているかといった観点から、定期的に各部門及び支社等からの監査担当者を任命し計画的に実施しております。

監査手法につきましては、内部監査規程に基づき、下記の要領で実施しております。

- a. 内部監査計画書ならびに監査項目を代表取締役提出
- b. 監査実施前に各被監査部門担当者宛に内部監査実施通知書を提出
- c. 監査終了後に代表取締役宛に内部監査報告書を提出
- d. 被監査部門担当者には勧告書を提出の上、改善を指示
- e. 代表取締役宛に改善報告書の提出
- f. 改善状況の管理

②監査役監査

当社は監査役制度を採用しております。監査役は、常勤1名、非常勤2名の併せて3名で構成されております。監査役監査といたしましては、取締役の業務執行について厳正な監視を行うことに中心とし、法令順守体制、内部統制状況を、取締役会のほか重要会議に出席、取締役及び実務担当者へのヒアリング、会計監査への立会い、諸書類の閲覧等を通じて実施しております。また、監査法人及び内部監査担当者との連携を図ることにより監査機能を強化しております。

③内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携の状況

内部監査室長は、監査役に対しましては、内部監査実施の状況を報告するほか、必要に応じて内部監査に立会いを求め、監査手法等について助言・指導を仰いでおります。監査法人とは、中間及び期末監査時等に協議を行い、監査法人からの指摘懸念事項を内部監査の監査事項に反映させるよう内部監査を通じて現れた問題点を協議し改善に役立てるほか、監査手法等について助言を得るなどにより相互連携の強化を図っております。

④会計監査

当社はみずほ監査法人（注）と公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく監査契約を締結しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社は同監査法人との間で監査契約を締結しており、それに基づき独立監査人としての立場から、財務諸表等に対する会計監査を受けるとともに、内部統制及び重要な会計的課題に対しての指導を受けております。

当事業年度の会計監査業務を執行した公認会計士は笹本憲一及び齊藤直人の2名であり、両名ともみずほ監査法人に所属しております。また、それぞれの監査年数は、笹本憲一が3年、齊藤直人が3年であります。当事業年度の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、会計士補4名、その他の補助者3名であります。

⑤社外取締役との関係

当社の社外取締役の西 弘洋は社外から招聘しておりますが、社外取締役と当社間に直接利害関係はありません。

⑥社外監査役との関係

当社の社外監査役3名はいずれも社外から招聘しておりますが、監査役と当社間に直接利害関係はありません。

⑦責任限定契約の内容

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額です。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意で且つ重大な過失がないときに限られます。

(5) 役員報酬の内容

社内取締役の年間報酬総額	132,510千円
社外取締役の年間報酬総額	6,000千円
監査役の年間報酬総額	13,179千円

(6) 監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	30,500千円
上記以外の業務に基づく報酬	270千円

(注) みずほ監査法人は、平成18年9月1日付をもって、中央青山監査法人から名称を変更しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）及び当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、みずほ監査法人により監査を受けております。

なお、みずほ監査法人は、平成18年9月1日付をもって、中央青山監査法人から名称を変更しております。

また、前事業年度に係る監査報告書は、平成18年9月14日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金		347,496		929,965		
2. 売掛金		623,155		946,602		
3. 未収入金		—		171,652		
4. 仕掛品		34,874		51,677		
5. 前払費用		5,513		36,687		
6. 繰延税金資産		9,012		51,194		
7. 未収消費税等		2,419		—		
8. その他		—		3,049		
流動資産合計		1,022,470	85.8	2,190,828	83.0	
II 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物		11,130		13,228		
減価償却累計額		1,552	9,577	3,926	9,302	
(2) 車両運搬具		3,150		3,150		
減価償却累計額		1,223	1,926	1,934	1,215	
(3) 器具備品		13,679		34,777		
減価償却累計額		4,613	9,066	14,224	20,552	
有形固定資産合計			20,570		31,070	1.7
2. 無形固定資産						
(1) のれん		—		32,832		
(2) ソフトウェア		46,407		162,403		
(3) ソフトウェア仮勘定		74,686		154,274		
(4) その他		13		13		
無形固定資産合計			121,107		349,524	13.2
3. 投資その他の資産						
(1) 長期前払費用		1,291		291		
(2) 差入保証金		26,771		68,573		
投資その他の資産合計			28,063		68,865	2.6
固定資産合計			169,741		449,460	17.0
資産合計			1,192,212		2,640,289	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 買掛金			27,805		53,054
2. 未払金			30,779		54,805
3. 未払法人税等			20,000		163,049
4. 未払消費税等			—		40,802
5. 未払費用			239,952		101,594
6. 前受金			8,100		93,315
7. 預り金			11,314		13,847
8. その他			—		880
流動負債合計			337,951	28.3	521,350
負債合計			337,951	28.3	521,350
(資本の部)					
I 資本金	※1		459,550	38.5	—
II 資本剰余金					
1. 資本準備金		323,750		—	
資本剰余金合計			323,750	27.2	—
III 利益剰余金					
1. 当期末処分利益		70,960		—	
利益剰余金合計			70,960	6.0	—
資本合計			854,260	71.7	—
負債資本合計			1,192,212	100.0	—

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金			—	960,000	36.4
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		—		824,200	
資本剰余金合計			—	824,200	31.2
3. 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		—		334,738	
利益剰余金合計			—	334,738	12.7
株主資本合計			—	2,118,938	80.3
純資産合計			—	2,118,938	80.3
負債純資産合計			—	2,640,289	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)	
I 売上高	※1,2		1,077,286	100.0		2,237,551	100.0	
II 売上原価			174,194	16.2		717,513	32.1	
売上総利益			903,091	83.8		1,520,037	67.9	
III 販売費及び一般管理費								
1. 役員報酬			98,873			—		
2. 給料手当			59,610			—		
3. 業務委託費			60,004			—		
4. 旅費交通費			39,050			—		
5. 接待交際費			48,171			—		
6. 研究開発費			4,313			—		
7. 販売手数料			336,702			—		
8. 租税公課			72,120			—		
9. 減価償却費			4,728			—		
10. その他			98,350	821,926	76.3	—	1,111,612	49.7
営業利益				81,165	7.5		408,425	18.2
IV 営業外収益								
1. 受取利息		15			634			
2. 為替差益		6,927			—			
3. その他		440	7,382	0.7	968	1,603	0.1	
V 営業外費用								
1. 株式交付費		—			24,074			
2. 新株発行費		4,527			—			
3. 為替差損		—			21,733			
4. その他		18	4,546	0.4	4,057	49,865	2.2	
経常利益			84,001	7.8		360,162	16.1	
VI 特別利益								
1. のれん譲渡益		—	—	—	130,000	130,000	5.8	
VII 特別損失								
1. 固定資産売却損	※3	—	—	—	16	16	0.0	
税引前当期純利益			84,001	7.8		490,146	21.9	
法人税、住民税及び事業税		23,754			268,550			
法人税等調整額		△9,012	14,742	1.4	△42,182	226,368	10.1	
当期純利益			69,259	6.4		263,777	11.8	

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		158,271	52.2	322,253	34.6
II 外注費		81,691	26.9	504,456	54.1
III 経費	※2	63,542	20.9	105,615	11.3
当期総製造費用		303,506	100.0	932,325	100.0
期首仕掛品たな卸高		—		34,874	
他勘定受入高	※3	77,006		119,361	
合計		380,512		1,086,561	
期末仕掛品たな卸高		34,874		51,677	
他勘定振替高	※4	171,443		317,369	
当期売上原価		174,194		717,513	

(注)

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1 原価計算の方法	個別原価計算に基づく原価法		同左	
※2 主な経費の内訳			支払手数料	26,401千円
	地代家賃	14,294千円	地代家賃	20,551千円
	旅費交通費	13,519千円	旅費交通費	14,300千円
	EDP費	6,427千円	EDP費	4,659千円
※3 他勘定受入高の内訳	ソフトウェア償却費	77,006千円	ソフトウェア償却費	119,361千円
※4 他勘定振替高の内訳	研究開発費への振替高	4,313千円	研究開発費への振替高	8,693千円
	ソフトウェア勘定への振替高	167,129千円	ソフトウェア勘定への振替高	308,676千円

③【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成18年3月31日 残高 (千円)	459,550	323,750	323,750	70,960	70,960	854,260	854,260
当事業年度中の変動額							
新株の発行 (千円)	500,450	500,450	500,450	—	—	1,000,900	1,000,900
当期純利益 (千円)	—	—	—	263,777	263,777	263,777	263,777
当事業年度中の変動額合 計 (千円)	500,450	500,450	500,450	263,777	263,777	1,264,677	1,264,677
平成19年3月31日 残高 (千円)	960,000	824,200	824,200	334,738	334,738	2,118,938	2,118,938

④【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		84,001	490,146
減価償却費		51,643	76,230
のれん償却額		—	16,416
受取利息		△15	△634
為替差損益		△6,927	540
新株発行費		4,527	—
株式交付費		—	24,074
のれん譲渡益		—	△130,000
売上債権の増減額 (増加: △)		△489,107	△323,447
たな卸資産の増減額 (増加: △)		△34,874	△16,803
仕入債務の増減額 (減少: △)		15,894	25,249
未払費用の増減額 (減少: △)		—	△138,358
未払消費税等の増減額 (減少: △)		—	43,221
前受金の増減額 (減少: △)		—	85,215
その他		298,009	△12,672
小計		△76,844	139,177
利息の受取額		13	626
法人税等の支払額		△13,851	△129,515
営業活動によるキャッシュ・フロー		△90,681	10,289
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△19,768	△21,750
無形固定資産の取得による支出	※2	△170,945	△340,629
敷金保証金の差入による支出		—	△42,147
その他		△13,883	422
投資活動によるキャッシュ・フロー		△204,597	△404,105
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式発行による収入		605,772	976,825
財務活動によるキャッシュ・フロー		605,772	976,825
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		250	△540
V 現金及び現金同等物の増減額 (減少: △)		310,743	582,469
VI 現金及び現金同等物の期首残高		36,753	347,496
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※1	347,496	929,965

⑤【利益処分計算書】

		前事業年度 株主総会承認日 (平成18年6月28日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	
I 当期末処分利益			70,960
II 次期繰越利益			70,960

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	仕掛品 個別法による原価法	仕掛品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 6～10年 車両運搬具 5年 器具備品 4～5年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能期間（3年）における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。自社利用目的のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 のれん 5年間で均等償却 ソフトウェア 市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能期間（3年）における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。自社利用目的のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております</p>
3. 繰延資産の処理方法	新株発行費については、支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
5. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては、貸倒引当金はございません。	貸倒引当金 同左
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動に僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額2,118,938千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(企業結合に係る会計基準等) 当事業年度から「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当事業年度から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 前事業年度において営業外費用の内訳として表示していた「新株発行費」は、当事業年度より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。</p>

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(損益計算書)</p> <p>販売費及び一般管理費につきましては、前期まで損益計算書において重要な費目を表示しておりましたが、当期から損益計算書の一覧性を高めるため、販売費及び一般管理費として一括掲記し、主要な費目を注記する方法に変更しております。なお、当期における販売費及び一般管理費の主要な費目は、「注記事項（損益計算書関係）」に記載のとおりであります。</p> <p>(キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1. 営業活動によるキャッシュ・フローの「未払費用の増減額」は前期の「その他」に含めて表示しておりましたが、科目の重要性を勘案し、区分掲記しております。</p> <p>なお、前期の「その他」に含まれている「未払費用の増減額」は237,461千円であります。</p> <p>2. 営業活動によるキャッシュ・フローの「前受金の増減額」は前期の「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前期の「その他」に含まれている「前受金の増減額」は8,100千円であります。</p> <p>3. 投資活動によるキャッシュ・フローの「敷金保証金の差入による支出」は前期の「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前期の「その他」に含まれている「敷金保証金の差入による支出」は△12,591千円であります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
※1 授権株式数及び発行済株式総数 授権株式数 普通株式 100,000株 発行済株式総数 普通株式 48,330株	※1 _____

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 _____	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 役員報酬 151,689 千円 給料手当 209,206 販売手数料 328,842 業務委託費 86,569 租税公課 18,326 のれん償却額 16,416 減価償却費 9,086
※2 _____	※2 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費 8,693 千円
※3 _____	※3 固定資産売却損は、器具備品16千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	48,330	18,580	—	66,910
合計	48,330	18,580	—	66,910

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加数の内容は以下のとおりであります。

公募増資による増加 6,000株
新株予約権の権利行使による増加 12,580株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日) 現金及び預金勘定 347,496千円 現金及び現金同等物 347,496千円	※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日) 現金及び預金勘定 929,965千円 現金及び現金同等物 929,965千円
※2 _____	※2 のれん譲受により増加した資産の主な内訳 固定資産 82,081千円 資産合計 82,081千円
3 _____	3 のれん譲渡により増減した資産の主な内訳 流動資産 170,974千円 固定資産 △32,832千円 資産合計 138,141千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当社は、リース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は、リース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当社は、退職給付制度がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は、退職給付制度がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

ストック・オプションの内容

	平成16年 第1回ストック・オプション	平成16年 第2回ストック・オプション	平成16年 第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社の従業員 4名 当社の従業員内定者 3名 当社の顧問 1名	当社の取締役 2名 当社の従業員 1名 当社の従業員内定者 1名	当社の監査役 1名 当社の社外協力者 5名
ストック・オプション数	普通株式 1,940株	普通株式 9,780株	普通株式 100株
付与日	平成16年8月25日	平成16年8月25日	平成16年8月25日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位もしくは顧問契約継続中にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合であつて、当社の書面による承認がある場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。</p> <p>③その他の条件については、平成16年7月12日開催の株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)が、死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。</p> <p>②その他の条件については、平成16年7月12日開催の株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)が、死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。</p> <p>②その他の条件については、平成16年7月12日開催の株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成19年7月15日 至平成26年6月30日	自平成16年8月25日 至平成26年6月30日	自平成19年7月15日 至平成26年6月30日

	平成17年 第4回ストック・オプション	平成17年 第5回ストック・オプション	平成17年 第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社の取締役 2名 当社の従業員 6名 当社の取締役、監査役及び 従業員の内定者 14名	当社の取締役 1名	当社の取締役内定者 1名 当社の従業員 2名
ストック・オプション数	普通株式 4,160株	普通株式 9,000株	普通株式 1,150株
付与日	平成17年3月31日	平成17年8月25日	平成17年8月25日
権利確定条件	<p>①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。</p> <p>②新株予約権発行時において当社の取締役または従業員（内定者含む）であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。</p> <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合であって、当社の書面による承認がある場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。</p> <p>③その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合であって、当社の書面による承認がある場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。</p> <p>③その他の条件については、平成17年6月15日開催の株主総会及び平成17年6月6日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成17年8月25日 至平成26年6月30日	自平成17年8月25日 至平成27年6月30日	自平成19年7月15日 至平成26年6月30日

	平成17年 第7回ストック・オプション	平成17年 第8回ストック・オプション	平成17年 第9回ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社の社外協力者 1名	当社の社外協力者 2名	当社の取締役 1名
ストック・オプション数	普通株式 100株	普通株式 20株	普通株式 3,500株
付与日	平成17年8月25日	平成17年8月25日	平成17年9月27日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社との業務委託契約が継続中であることを要する。ただし、当該業務委託契約の遂行において特別の成果が得られた場合等、当社の書面による承認がある場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。</p> <p>③その他の条件については、平成17年6月15日開催の株主総会及び平成17年6月6日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）が、死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。</p> <p>②その他の条件については、平成17年6月15日開催の株主総会及び平成17年6月6日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合であつて、当社の書面による承認がある場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。</p> <p>③その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成19年7月15日 至平成26年6月30日	自平成19年7月15日 至平成26年6月30日	自平成17年9月27日 至平成26年6月30日

	平成17年 第10回ストック・オプション	平成17年 第11回ストック・オプション	平成17年 第12回ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社の取締役 4名 当社の監査役 1名 当社の従業員 2名 当社の従業員内定者 3名	当社の社外協力者 2名	当社の従業員 4名
ストック・オプション数	普通株式 5,300株	普通株式 450株	普通株式 500株
付与日	平成17年9月27日	平成17年9月27日	平成18年3月1日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合であって、当社の書面による承認がある場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。</p> <p>③その他の条件については、平成17年9月27日開催の株主総会ならびに取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社及び当社の子会社との業務委託契約が継続中にあることを要する。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。</p> <p>③その他の条件については、平成17年9月27日開催の株主総会ならびに取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合であって、当社の書面による承認がある場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。</p> <p>③その他の条件については、平成17年6月15日開催の株主総会及び平成18年3月1日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成19年10月1日 至平成28年9月30日	自平成19年10月1日 至平成28年9月30日	自平成19年7月15日 至平成26年6月30日

	平成17年 第13回ストック・オプション	平成18年 第14回ストック・オプション	平成18年 第15回ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社の社外協力者 2名	当社の取締役 5名 当社の従業員 11名 当社の従業員内定者 11名	当社の社外協力者 4名
ストック・オプション数	普通株式 30株	普通株式 4,420株	普通株式 220株
付与日	平成18年3月1日	平成18年3月17日	平成18年3月17日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）が、死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。</p> <p>②その他の条件については、平成17年6月15日開催の株主総会及び平成18年3月1日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合であつて、当社の書面による承認がある場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。</p> <p>③その他の条件については、平成18年3月17日開催の株主総会ならびに取締役決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）が、死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。</p> <p>②その他の条件については、平成18年3月17日開催の株主総会ならびに取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成19年7月15日 至平成26年6月30日	自平成20年3月17日 至平成28年3月16日	自平成20年3月17日 至平成28年3月16日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成16年 第1回 ストック・オプション	平成16年 第2回 ストック・オプション	平成16年 第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	1,840	—	70
付与	—	—	—
失効	—	—	20
権利確定	—	—	—
未確定残	1,840	—	50
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	2,360	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	2,000	—
失効	—	—	—
未行使残	—	360	—

	平成17年 第4回 ストック・オプション	平成17年 第5回 ストック・オプション	平成17年 第6回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	1,150
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	1,150
権利確定後 (株)			
前事業年度末	550	7,000	—
権利確定	—	—	—
権利行使	80	7,000	—
失効	—	—	—
未行使残	470	—	—

	平成17年 第7回 ストック・オプション	平成17年 第8回 ストック・オプション	平成17年 第9回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	100	20	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	100	20	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	3,500
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	3,500
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	平成17年 第10回 ストック・オプション	平成17年 第11回 ストック・オプション	平成18年 第12回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	5,300	450	500
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	5,300	450	500
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	平成18年 第13回 ストック・オプション	平成18年 第14回 ストックオプション	平成18年 第15回 ストックオプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	30	4,420	220
付与	—	—	—
失効	—	230	—
権利確定	—	—	—
未確定残	30	4,190	220
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	平成16年 第1回 ストック・オプション	平成16年 第2回 ストック・オプション	平成16年 第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	10,000	10,000	10,000
行使時平均株価 (円)	—	215,000	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—

	平成17年 第4回 ストック・オプション	平成17年 第5回 ストック・オプション	平成17年 第6回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	10,000	25,000	25,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—

	平成17年 第7回 ストック・オプション	平成17年 第8回 ストック・オプション	平成17年 第9回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	25,000	25,000	25,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—

		平成17年 第10回 ストック・オプション	平成17年 第11回 ストック・オプション	平成18年 第12回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	25,000	25,000	25,000
行使時平均株価	(円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日)	(円)	—	—	—

		平成18年 第13回 ストック・オプション	平成18年 第14回 ストック・オプション	平成18年 第15回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	25,000	25,000	25,000
行使時平均株価	(円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日)	(円)	—	—	—

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産損金不算入</td> <td style="text-align: right;">2,174</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">467</td> </tr> <tr> <td>法人税等還付金</td> <td style="text-align: right;">46</td> </tr> <tr> <td>未払事業税損金不算入</td> <td style="text-align: right;">6,323</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">9,012</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.6</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">23.8</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.4</td> </tr> <tr> <td>外国税額控除</td> <td style="text-align: right;">△45.2</td> </tr> <tr> <td>その他の税額控除</td> <td style="text-align: right;">△0.8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△1.3</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">17.5</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	一括償却資産損金不算入	2,174	未払費用	467	法人税等還付金	46	未払事業税損金不算入	6,323	繰延税金資産の純額	9,012		(%)	法定実効税率	40.6	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	23.8	住民税均等割	0.4	外国税額控除	△45.2	その他の税額控除	△0.8	その他	△1.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.5	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産損金不算入</td> <td style="text-align: right;">1,016</td> </tr> <tr> <td>未払費用損金不算入</td> <td style="text-align: right;">572</td> </tr> <tr> <td>未払事業税損金不算入</td> <td style="text-align: right;">19,280</td> </tr> <tr> <td>売上調整加算額等</td> <td style="text-align: right;">30,325</td> </tr> <tr> <td>外国税額控除繰越額</td> <td style="text-align: right;">6,118</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">57,313</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△6,118</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">51,194</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.6</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.7</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.5</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1.3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1.1</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">46.2</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	一括償却資産損金不算入	1,016	未払費用損金不算入	572	未払事業税損金不算入	19,280	売上調整加算額等	30,325	外国税額控除繰越額	6,118	繰延税金資産合計	57,313	評価性引当額	△6,118	繰延税金資産の純額	51,194		(%)	法定実効税率	40.6	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.7	住民税均等割	0.5	評価性引当額	1.3	その他	1.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.2
繰延税金資産	(千円)																																																																
一括償却資産損金不算入	2,174																																																																
未払費用	467																																																																
法人税等還付金	46																																																																
未払事業税損金不算入	6,323																																																																
繰延税金資産の純額	9,012																																																																
	(%)																																																																
法定実効税率	40.6																																																																
(調整)																																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	23.8																																																																
住民税均等割	0.4																																																																
外国税額控除	△45.2																																																																
その他の税額控除	△0.8																																																																
その他	△1.3																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.5																																																																
繰延税金資産	(千円)																																																																
一括償却資産損金不算入	1,016																																																																
未払費用損金不算入	572																																																																
未払事業税損金不算入	19,280																																																																
売上調整加算額等	30,325																																																																
外国税額控除繰越額	6,118																																																																
繰延税金資産合計	57,313																																																																
評価性引当額	△6,118																																																																
繰延税金資産の純額	51,194																																																																
	(%)																																																																
法定実効税率	40.6																																																																
(調整)																																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.7																																																																
住民税均等割	0.5																																																																
評価性引当額	1.3																																																																
その他	1.1																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.2																																																																

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当社は、関係会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は、関係会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 対象となった事業の名称及びその事業の内容等

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容等

Fathammer LTD. のゲーム専用SDK「X-Forge」事業の買収

(2) 当該取引の法的形式

パーチェス法

(3) 取引の目的を含む取引の概要

①買収目的

ゲーム専用SDK事業の強化を図るため

②買収期日

平成18年4月12日

③買収対価

82,081千円であり、のれんとして計上しております。

2. 実施した会計処理の概要

当該買収は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成18年12月22日)に基づき、「のれん」として計上し、当該効果が見込まれる期間(5年)で償却しています。

なお、当該「のれん」の一部を平成19年3月31日付けでバンダイネットワークス株式会社に譲渡しており、譲渡原価(32,832千円)が減額されています。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 17,675.57円	1株当たり純資産額 31,668.48円
1株当たり当期純利益金額 2,054.38円	1株当たり当期純利益金額 4,428.70円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 3,538.17円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	69,259	263,777
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	69,259	263,777
期中平均株式数(株)	33,713	59,561
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	14,991
(うち新株予約権)	—	(14,991)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権13種類 (新株予約権の数27,510個)	—

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>1. 新株予約権の行使による増資</p> <p>平成18年6月26日付で第5回新株予約権に係る新株予約権の行使により、株式数等が次のとおり増加いたしました。</p> <table><tr><td>株式数</td><td>7,000株</td></tr><tr><td>資本金</td><td>87,500千円</td></tr><tr><td>資本準備金</td><td>87,500千円</td></tr></table> <p>これにより、平成18年6月26日現在の発行済株式の総数は、55,410株、資本金は547,450千円、資本準備金は411,650千円となっております。</p> <p>2. 新株予約権の行使による増資</p> <p>平成18年6月26日付で第9回新株予約権に係る新株予約権の行使により、株式数等が次のとおり増加いたしました。</p> <table><tr><td>株式数</td><td>3,500株</td></tr><tr><td>資本金</td><td>43,750千円</td></tr><tr><td>資本準備金</td><td>43,750千円</td></tr></table> <p>これにより、平成18年6月26日現在の発行済株式の総数は、58,910株、資本金は591,200千円、資本準備金は455,400千円となっております。</p>	株式数	7,000株	資本金	87,500千円	資本準備金	87,500千円	株式数	3,500株	資本金	43,750千円	資本準備金	43,750千円	<hr/>
株式数	7,000株												
資本金	87,500千円												
資本準備金	87,500千円												
株式数	3,500株												
資本金	43,750千円												
資本準備金	43,750千円												

⑥【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	11,130	2,098	—	13,228	3,926	2,373	9,302
車両運搬具	3,150	—	—	3,150	1,934	710	1,215
器具備品	13,679	21,299	202	34,777	14,224	9,720	20,552
有形固定資産計	27,960	23,398	202	51,155	20,085	12,805	31,070
無形固定資産							
のれん	—	82,081	32,832	49,248	16,416	16,416	32,832
ソフトウェア	87,816	179,420	—	267,237	104,833	63,424	162,403
ソフトウェア仮勘定	74,686	249,327	169,739	154,274	—	—	154,274
その他	13	—	—	13	—	—	13
無形固定資産計	162,516	510,829	202,572	470,774	121,250	79,841	349,524
長期前払費用	2,000	—	—	2,000	1,708	1,000	291

(注) 当期増加額・減少額のうち主なものは次のとおりであります。

- ① 器具備品 増加額 本社 16,924千円 韓国支社 1,836千円 ヨーロッパ支社 2,539千円
- ② のれん 増加額 Fathammer Ltd. より譲受 82,081千円
減少額 バンダイネットワークス株式会社への譲渡 32,832千円
- ③ ソフトウェア 増加額 X-Forge 53,527千円
 VIVID Message 44,854千円
 VIVID UI 43,982千円
 VIVID Panorama 18,972千円
- ④ ソフトウェア仮勘定 増加額 製品継続中の自社製品開発案件 249,327千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	416
預金	
普通預金	929,548
小計	929,548
合計	929,965

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
ソフトバンクモバイル株式会社	504,568
ジェミナイ・モバイル・テクノロジーズ株式会社	71,083
株式会社ささげ屋	63,000
三洋電機株式会社	51,652
Han & Company LTD.	40,000
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	39,627
その他	176,671
合計	946,602

売掛金の発生及び回収ならびに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
623,155	2,109,372	1,785,925	946,602	65.4	135

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 未収入金

相手先	金額 (千円)
バンダイネットワークス株式会社	170,974
その他	678
合計	171,652

ニ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
製造継続中の受託案件	51,677
合計	51,677

ホ. ソフトウェア

品目	金額 (千円)
VIVID UI	48,673
X-Forge	46,160
VIVID Message	37,581
VIVID Panorama	11,864
VIVID Audio	6,313
その他	1,018
自社利用ソフトウェア	10,791
合計	162,403

へ. ソフトウェア仮勘定

品目	金額 (千円)
製造継続中の自社製品開発案件	154,274
合計	154,274

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
ジェミナイ・モバイル・テクノロジーズ株式会社	10,067
株式会社フラグシップ	9,178
株式会社TAKUMI	7,350
株式会社アプリックス	6,300
有限会社普賢	4,318
その他	15,839
合計	53,054

ロ. 未払法人税等

項目	金額 (千円)
未払法人税	97,865
未払住民税	17,801
未払事業税	47,383
合計	163,049

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 http://www.acrodea.co.jp/
株主に対する特典	なし

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
平成18年9月14日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成18年9月29日及び平成18年10月10日関東財務局長に提出。
平成18年9月14日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 半期報告書
（第3期中）（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）平成18年12月22日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

株式会社アクロディア
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 笹本 憲一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 齊藤 直人
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクロディアの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクロディアの平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。